

令和 6 年 度 版

檜 原 市

保 健 事 業 実 績

健康スポーツ部 健康増進課

こども部 こども家庭課

目 次

I	樺原市の概要	1
	1. 位置と地勢	2
	2. 統計	3
	3. 保健事業の経過	6
II	母子保健事業	15
	1. 概要	16
	2. 健康診査	17
	3. 訪問指導	25
	4. 教室	27
	5. 相談	28
	6. 子育て支援事業	33
III	成人保健事業	35
	1. 概要	36
	2. 健康手帳の交付	37
	3. 健康教育	37
	4. 健康相談	38
	5. 健康診査	39
	6. 訪問指導	51
	7. 健康増進事業	52
IV	予防接種事業	61
	1. 概要	62
	2. 接種状況	63
	3. 予防接種健康被害救済制度	66
V	救急医療事業	67
	1. 概要	68
	2. 休日夜間応急診療所	70
	3. 病院群輪番制方式による二次救急医療	72
VI	その他保健事業	73
	1. 経済的支援・各種助成等事業	74
	2. 自殺予防対策	78
VII	資料	81

I 檀 原 市 の 概 要

[橿原市の概要]

1. 位置と地勢



本市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西7.5km、南北8.3kmの広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接している。

面積は39.56km²で、全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曽我川が流れている。

また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（畝傍山・耳成山・香久山）が鼎立し、その中央には約1300年前にわが国初の首都であった藤原京跡があり、その周辺には歴史的文化遺産が点在している。

(1) 市勢（令和7年4月1日）

人口	118,178 人	出生数	716 人
世帯数	56,175 世帯	出生率	6.1 人（人口千対）
面積	39.56 km ²	65歳以上人口	35,186 人
人口密度	2,987 人／km ²	高齢化率	29.8 %

※市民窓口課統計より

(2) 市域の変遷

【昭和31年2月11日】 面積：26.67km² 市制施行 磯城郡耳成村、高市郡畝傍町、鴨公村、八木町、今井町、真菅村が合併	【昭和31年7月3日】 面積：34.84km² 高市郡金橋村、新沢村を編入	【昭和31年9月30日】 面積：38.24km² 桜井市大字池尻、南山、戒外、南浦、木之本、下八釣、膳夫、出合、出垣内を編入
【昭和32年7月11日】 面積：40.43km² 大和高田市大字箸喰、磯城郡田原本町大字飯高、大垣、豊田、西新堂、新口を編入	【平成元年11月10日】 面積：39.47km² 建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改訂	【平成3年10月1日】 面積：39.52km² 建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改訂
【平成26年10月1日】 面積：39.56km² 国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改訂		

2. 統計

(3) 人口の推移

1. 年次別人口

各年3月31日

年	世帯数	総数	性別		一世帯当り人口
			男性	女性	
H26	51,684	125,073	59,837	65,236	2.4
H27	52,034	124,489	59,459	65,030	2.4
H28	52,349	123,842	59,142	64,700	2.4
H29	52,762	123,337	58,862	64,475	2.3
H30	53,052	122,723	58,479	64,244	2.3
H31/R1	53,362	121,905	58,013	63,892	2.3
R2	53,922	121,534	57,896	63,638	2.3
R3	54,564	121,156	57,674	63,482	2.2
R4	54,744	120,197	57,137	63,060	2.2
R5	55,356	119,607	56,806	62,801	2.2
R6	55,615	118,750	56,323	62,427	2.1
R7	56,175	118,178	55,999	62,179	2.1

出典) 橿原市ホームページ(市民窓口課)

2. 出生数・出生率の年次推移

区分 年	国		県		市	
	出生数	出生率 (人口千対)	出生数	出生率 (人口千対)	出生数	出生率 (人口千対)
H26	1,003,609	8.0	9,625	7.0	1,045	8.4
H27	1,005,721	8.0	9,832	7.3	961	7.7
H28	977,242	7.8	9,430	7.0	998	8.1
H29	946,146	7.6	8,965	6.7	884	7.3
H30	918,400	7.4	8,947	6.8	928	7.7
H31/R1	865,239	7.0	8,323	6.3	829	7.2
R2	840,835	6.8	7,831	6.0	827	6.8
R3	811,622	6.6	7,751	6.0	858	7.2
R4	770,759	6.3	7,315	5.7	783	6.5
R5	727,288	6.0	6,943	5.4	722	6.0

出典) 政府統計の総合窓口e-Stat・奈良県ホームページ・橿原市ホームページより

※ 橿原市の出生率については、出生数/10月1日時点の人口*1,000の計算式により算定

3. 死因順位別死亡者数

令和5年

順位	櫃 原 市				順位	奈良県	全国
	疾 病 名	総数	男	女		疾病名	疾病名
1位	悪 性 新 生 物	318	201	117	1位	悪 性 新 生 物	悪 性 新 生 物
2位	心疾患(高血圧性除く)	219	113	106	2位	心疾患(高血圧性除く)	心疾患(高血圧性除く)
3位	老 衰	152	38	114	3位	老 衰	老 衰
4位	肺 炎	81	43	38	4位	脳 血 管 疾 患	脳 血 管 疾 患
5位	脳 血 管 疾 患	77	38	39	5位	肺 炎	肺 炎
6位	腎 不 全	25	14	11	6位	不慮の事故	不慮の事故
7位	高血圧性疾患	24	15	9	7位	腎 不 全	腎 不 全
8位	慢性閉塞性肺疾患	19	16	3	8位	慢性閉塞性肺疾患	自 殺
9位	肝 疾 患	19	11	8	9位	大動脈瘤及び解離	大動脈瘤及び解離
10位	自 殺	18	13	5	10位	自 殺	肝 疾 患
	そ の 他 疾 患	408	220	188			
	死 亡 者 総 数	1,360	722	638			

出典) 令和5年人口動態調査

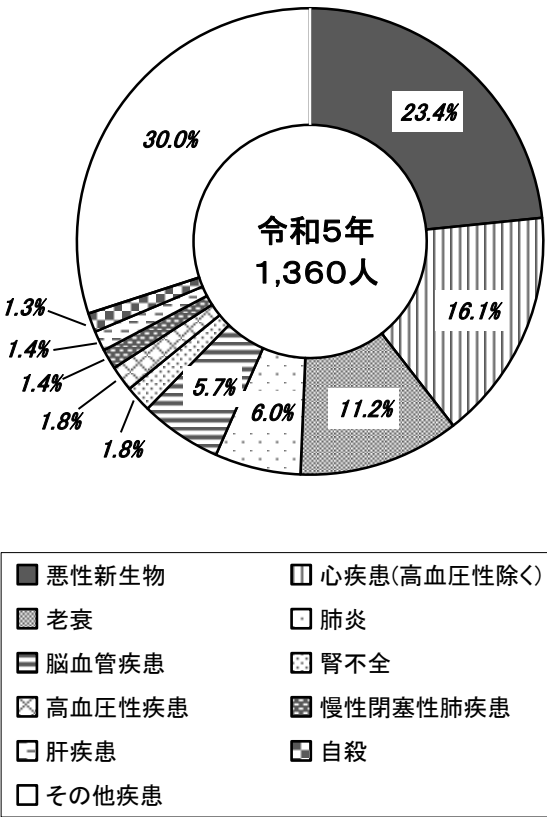
4. 悪性新生物部位別死亡者数

令和5年

部位	総数	男	女
総 数	318	201	117
食道	13	12	1
胃	41	28	13
結腸	30	16	14
直腸・S状結腸移行部	12	9	3
肝臓	18	14	4
膵臓	30	14	16
気管・気管支・肺	62	46	16
乳房	8	0	8
子宮	2	-	2
白血病	5	4	1
その他	97	58	39

出典) 令和5年人口動態調査

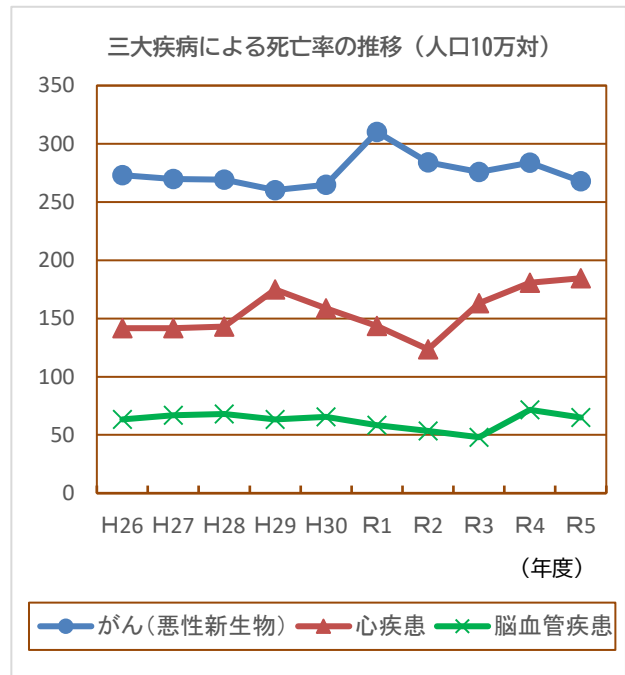
死因順位別死亡者数



5. 橿原市三大疾病による死亡率

(人口10万対)

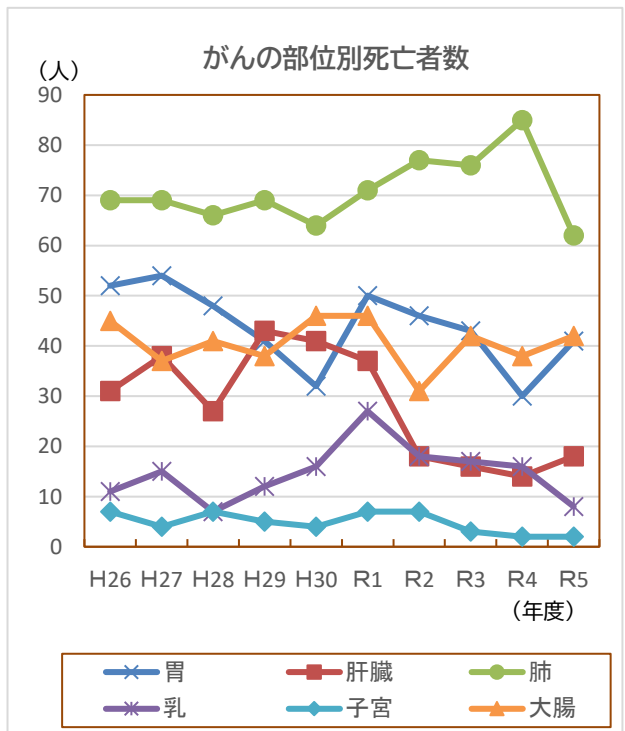
年	がん (悪性新生物)	心疾患	脳血管疾患
H26	273.0	141.7	63.3
H27	269.6	141.7	66.8
H28	269.2	143.1	67.9
H29	260.3	174.9	63.4
H30	264.9	158.6	65.4
R1	310.3	143.6	58.3
R2	284.0	123.5	53.5
R3	275.8	163.1	48.0
R4	283.8	180.6	71.6
R5	268.0	184.5	64.9



6. がんの部位別死亡者数

(人)

年	胃	肝臓	肺	乳	子宮	大腸
H26	52	31	69	11	7	45
H27	54	38	69	15	4	37
H28	48	27	66	7	7	41
H29	41	43	69	12	5	38
H30	32	41	64	16	4	46
R1	50	37	71	27	7	46
R2	46	18	77	18	7	31
R3	43	16	76	17	3	42
R4	30	14	85	16	2	38
R5	41	18	62	8	2	42



3. 保健事業の経過

- 昭和46年度 ○ 県の旧保健所建物敷地を市が譲り受けて整備し、衛生公害課として発足。
- 各種予防接種（ポリオ、種痘、三種混合、ツベルクリン、BCG、日本脳炎、インフルエンザ）、結核住民検診、胃がん検診、3歳児健康診査を実施。
- 昭和47年度 ○ 乳幼児健康相談、母親教室、育児教室、成人病健康相談事業を開始。
- 昭和48年度 ○ 「育児のこつを聞くつどい」を開催。
- キッチンカーによる栄養指導(県事業)を開始。
- 昭和49年度 ○ 母子栄養食品の支給を開始。
- 妊婦健康診査(県事業)を実施。
- 檀原市休日応急診療所を開設。
- 昭和51年度 ○ 電話による健康相談を開始。
- 昭和52年度 ○ 施設老朽に伴い、保健センターを中心とした分庁舎建設を計画。
- 風しん予防接種を集団方式で開始。
- 昭和53年度 ○ 檀原市分庁舎・保健センター落成(12月)。
- 婚前教室を開始。
- 麻しん予防接種を医療機関個別方式で開始。
- 昭和54年度 ○ 檀原市保健センター設置。衛生公害課改め環境衛生部保健センターとなる。
- 1歳6か月児健康診査を開始。
- 成人病教室を開始。
- 子宮がん検診(施設内)を開始。
- 檀原市休日応急診療所診療科目に歯科を加える。
- 昭和55年度 ○ 栄養教室を開始。
- 檀原市休日応急診療所に夜間診療を加え、名称を檀原市休日夜間応急診療所と改める。
- 昭和56年度 ○ 檀原市健康づくり推進協議会委員を委嘱・任命する。
- 昭和57年度 ○ 健康づくり教室・栄養教室(上手に食べる会)を開始。
- 昭和58年度 ○ 父親教室を開始。
- 老人保健法が制定され、①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④健康診査(一般健康診査・胃がん検診・子宮がん検診) ⑤機能訓練 ⑥訪問指導の6つの保健事業を実施。

- 昭和59年度 ○ 祖母教室を開始。
○ 神経芽細胞腫検査セットの交付(県事業)を実施。
○ 成人病教室を成人病予防教室に改める。
- 昭和60年度 ○ 第1回橿原市健康まつり・総合検診を開催。
○ 総合検診に乳がん検診を追加。
○ 体操教室を開始。
○ 救急の日講演会(第1回)を開催。
- 昭和61年度 ○ 健康づくり教室を婦人の健康づくり教室に改める。
○ 食生活改善推進員養成講座を開始。
- 昭和62年度 ○ 一般健康診査を基本健康診査に改める。
○ 健康教育・健康相談に重点健康教育・重点健康相談が加わる。
○ 40歳健康診査及び40歳歯科健康相談の開始。
○ 橿原市食生活改善推進員協議会を設置。
- 昭和63年度 ○ 予防接種健康被害調査委員会の設置。
- 平成元年度 ○ 第5回橿原市健康まつりNHK健康フェア(NHK公開講座)橿原市民健康のつどいとして奈良県立橿原公苑体育館で開催。
○ 老人保健法による乳がん検診の医療機関個別方式を開始。
○ MMR(麻しん・風しん・おたふくかぜ)予防接種を医療機関個別方式で開始。
- 平成2年度 ○ 婚前教育を思春期教室に改める。
○ 老人保健事業として肺がん検診が加わる。
○ 病態別講座(高脂血症・高血圧・糖尿病教室)を開始。
- 平成3年度 ○ 保健センターと休日夜間応急診療所の全面的な改造整備工事に着手。
○ 乳幼児健全発達支援相談事業(すこやか子ども相談)を開始。
○ 地区総合検診(金橋・香久山・新沢地区)の実施。
○ いきいきライフ相談を開始。
- 平成4年度 ○ 保健センター改造整備工事落成。
○ 乳幼児健全発達支援相談事業(母と子のふれあい教室)を開始。
○ 育児教室を乳児健康づくり教室に改める。
○ 幼児健康づくり教室を開始。
○ 父親教室を両親学級として開始。
○ 健康増進教室(エアロビクス体験)を開始。
○ 食生活改善推進員による伝達講習会を開始。
○ リハビリ教室を開始。
- 平成5年度 ○ 3か月児健康診査の医療機関個別方式を開始。
○ 橿原市健康づくり推進員(橿原市ヘルスリーダー)を設置。
○ 運動普及推進員養成講座を開始。

- 大腸がん検診及び子宮体部がん検診を開始。
- 40歳健康診査を40・50・60歳健康診査に改める。
- 脳卒中情報システム事業(県主体事業)を開始。
- 三種混合予防接種(ジフテリア・百日せき・破傷風)を医療機関個別方式で開始。
- 橿原市休日夜間応急診療所の毎土曜・休日・祝日の担当医師に小児科医を常駐し、内科・小児科の医師複数体制とする。
- 橿原市二次救急医療輪番制病院として、市内3病院(碧済会巽病院・平井病院・平尾病院)が参画し、3病院で開始。

- 平成6年度
- 健康管理システムの開発を開始。
 - 成人健康相談で「糖尿病予防相談」を開始。
 - 在宅介護等に伴う介護相談及び介護教室を開始。
 - 40・50・60歳健康診査に、肺がん検診・大腸がん検診を追加。
 - 胃がん検診の医療機関個別方式を開始。
 - 運動普及推進員協議会を設置。
 - 橿原市休日夜間応急診療所に奈良県薬剤師会橿原支部が参画。
 - 橿原市二次救急医療輪番制病院として、5月から平成記念病院が参画し、市内4病院で実施。

- 平成7年度
- 「ロマントピア藤原京'95記念第11回橿原市健康まつり」を開催。
 - 10か月児健康診査の医療機関個別方式を開始。
 - すこやか子育て支援事業(5か月児子育てセミナー・育児サロン)を実施。
 - MD法(中手骨撮影)による骨量検査を開始。
 - 風しん・日本脳炎予防接種を医療機関個別方式で開始。

- 平成8年度
- 「市政40周年記念 第12回橿原市健康まつり」を開催。
 - ヘルス運動教室を開始。
 - 在宅訪問歯科指導を開始。
 - イキイキクラブ(B型リハビリ)を開始。

- 平成9年度
- 機構改革により、担当課名を保健センターから健康増進課に変更。
 - 「健康まつり」を「健康福祉まつり」に改正。
 - 3歳児健康診査・妊婦健康診査等母子保健事業が県より移譲。
 - 1歳6か月児・3歳児健康診査の医科部分を医療機関委託に変更。
 - 婦人の健康診査(30歳代の女性が対象)を開始。
 - 40・50・60歳健康診査等の中で、骨密度測定を実施。
 - 橿原市食生活改善推進員協議会に食生活改善地区組織活動を委託。
 - 在宅ねたきり者歯科保健事業(訪問歯科指導・訪問歯科診療)を開始。
 - 学童の日本脳炎2期・3期、風しん、二種混合2期を医療機関個別方式で実施。
 - 橿原市二次救急医療輪番制病院について、碧石会巽病院が閉院の為、市内3病院(平井病院、平尾病院、平成記念病院)で実施。

- 平成10年度
- 管理栄養士採用。
 - 母と子のふれあい教室大きい組を開始。

- 「介護のつどい」（耳成地区）を開始。
- 家庭教育学級において成人健康教育を開始。
- 橿原市休日夜間応急診療所で、土曜日・日曜日・祝日の深夜診療を開始。

- 平成11年度
- 母子保健推進協議会委員を委嘱・任命する。
 - 思春期ふれあい体験学習を開始。
 - 骨粗鬆症検診を開始。
 - 生活習慣改善教室を開始。

- 平成12年度
- 育児サロンを終了(13年度からは、児童福祉課によるチャイルドサロンとして実施)。
 - 大久保・飛騨地区の秋の住民検診を委託。

- 平成13年度
- 離乳食教室を開始。
 - 3歳児健康診査の希望者にフッ素塗布を開始。
 - 健康指導事業(健康診査の対象者数把握調査)を開始。
 - 大久保・飛騨地区住民検診を年1回(春)に変更。
 - 個別健康教育(高コレステロール予防教室)を開始。
 - 高齢者インフルエンザ予防接種を医療機関個別方式で開始。
 - 二次救急医療輪番体制の土曜日を午後1時～に延長。
 - 救急の日の講演会を中学校において開催。

- 平成14年度
- 猫の不妊手術の費用助成を開始。
 - 基本健康診査時にC型肝炎抗体検査を加える(14年度～18年度迄)。
 - 健康状態・生活習慣・健康づくりに関するアンケート調査を実施。
 - ツベルクリン反応検査・BCG接種を医療機関個別方式で開始。
 - 風しん予防接種経過措置年齢を拡大(S54年4月2日～S62年10月1日及び学童期)。

- 平成15年度
- 前立腺がん検診を開始。
 - 健康指導事業運動教室を実施。
 - 機能訓練A型リハビリ(はつらつクラブ・万葉ホール)を終了。
 - 機能訓練B型リハビリ(ゆうゆうクラブ)を開始。
 - 歯科保健推進協議会委員を委嘱・任命する。
 - 重症急性呼吸器症候群(SARS)対策対応行動計画を策定。
 - 風しん予防接種経過措置(学童期)が9月30日で終了。

- 平成16年度
- 神経芽細胞腫検査(県事業)を終了。
 - 歯周疾患検診の医療機関個別方式を開始。
 - 子宮がん検診対象者を20歳以上とする(1回/2年)。
 - 乳がん検診対象者を40歳以上とする。
 - 健康かしはら21計画「かしはらすこやかこつこつプラン」を開始。
 - 糖尿病予防教室を実施。

- 平成17年度
- 「橿原市健康福祉まつり」と「橿原市社会福祉大会」を合同開催とし、「健康と社会福祉の祭典“ふれあい・いきいき祭”」として開催。

- 赤ちゃんセミナーを開始(5か月児子育てセミナー終了)。
- 櫃原市母子保健連絡協議会改め櫃原市母子保健推進協議会とする。
- ヘルスチェック30を開始(婦人の健康診査終了)。
- 子宮がん検診(検診車)を終了。
- 結核検診の対象者を40歳以上とする。
- 乳がん検診をマンモグラフィとの併用検診として開始(1回/2年)。
- 日本脳炎3期を終了。
- 日本脳炎予防接種が急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)により勧奨差し控え。
- BCG任意接種(6か月～1歳未満)の費用助成を開始。
- ツベルクリン反応検査を終了し、BCGの直接接種(生後6か月まで)を開始。
- 櫃原市休日夜間応急診療所開設時間帯に小児科医を常駐。

- 平成18年度
- 飼い犬管理業務全般・猫不妊手術費の助成事業を環境対策課へ移管。
 - 母子健康手帳交付を市民課に加え、健康増進課でも開始。
 - ヘルスチェック30に歯周疾患検診を追加。
 - 65歳以上の基本健康診査に生活機能評価を追加。
 - 前立腺がん検診モデル事業を終了し、市単独事業で実施。
 - 介護保険の改正に伴い、機能訓練B型(ゆうゆうクラブ)を終了。
 - 櫃原市生活習慣病等疾病分析調査を実施。
 - 麻しん、風しんの単独ワクチンが4月1日より定期予防接種から外れ、麻しん・風疹混合1期(1歳～2歳)、2期(5歳～7歳の児対象)ワクチンとなるが、6月2日より再開。
 - 1歳から2歳の麻しん、風しん単独ワクチン接種の費用助成を実施(4月1日～6月1日)。
 - 2歳～7歳半未満の麻しん又は風しん予防接種未接種者に6月2日～3月31日まで単独ワクチン接種の費用助成を実施。

- 平成19年度
- 妊婦健康診査の費用助成を1回から3回に拡充。
 - マザーズクラスOB会を終了し、両親学級OB会を統合して開始。
 - 母子栄養強化事業を終了。
 - 健康かしはら21計画中間評価を実施。
 - 大久保・飛騨地区住民検診及び健康相談を終了。
 - 麻しん・風しん混合、麻しん、風しん任意予防接種(2～3歳未満)の費用助成を開始。
 - 二種混合1期初回(1歳未満)及び追加(2歳6か月未満)任意予防接種の費用助成を開始。
 - 櫃原市休日夜間応急診療所毎深夜診療を開始。
 - 櫃原市休日夜間応急診療所毎深夜診療に小児科医を常駐。
 - 櫃原市休日夜間応急診療所深夜診療開始に伴い、待合を拡充し薬局を整備。

- 平成20年度
- 妊娠判定受診料補助事業(市民税非課税世帯)を開始。
 - 妊婦健康診査の費用助成を3回から5回に拡充。助産所での使用が可能となる。
 - 1歳6か月児健康診査時にブックスタート事業を開始。
 - 市内新生児・妊産婦訪問を奈良県助産師会に委託。

- 老人保健法廃止に伴い基本健康診査を終了。
- 高齢者医療確保に関する法律による特定健診・特定保健指導を開始（橿原市国民健康保険加入者）。
- 麻しん・風しん混合3期(中学1年相当)4期(高校3年生相当)予防接種を開始。
- 乳幼児任意二種混合予防接種の費用助成を終了（法改正により百日咳罹患者も三種混合の予防接種が可能となった）。
- 高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種の費用助成を開始。
- 橿原市二次救急医療輪番制病院として市内3病院に加え、大和高田市の中井記念病院・桜井市の山の辺病院が参画し、5病院で実施。
- 橿原市休日夜間応急診療所における小児深夜診療において、中南和各市町村と協議書を締結。

- 平成21年度
- 妊婦健康診査の費用助成を5回から14回に拡充。
 - 女性特有のがん検診推進事業を実施。
 - 歯の健康教室の希望者に対してフッ素塗布を開始。
 - 新型インフルエンザ流行に伴い、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種費用助成を実施。

- 平成22年度
- 母子健康手帳交付を健康増進課のみとし、全員に保健師・助産師による面接・相談を実施。
 - 肺がん検診の医療機関個別検診を開始。
 - 「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が日本脳炎第1期定期予防接種として接種可能となる。
 - 平成23年3月31日をもって、新型インフルエンザ(A/H1N1)が季節性インフルエンザ対策に移行。

- 平成23年度
- こんにちは赤ちゃん訪問事業を開始。
 - 母子保健進員養成講座を開始。
 - 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意接種の費用助成を4月1日から開始。
 - 日本脳炎1期及び2期特例接種を5月20日から開始（平成7年6月1日～平成19年4月1日生れ対象）。
 - 麻しん及び風しんの定期予防接種の対象者に高校2年生相当を追加（5月20日～平成24年3月31日）。

- 平成24年度
- 母子保健推進協議会を設置。
 - ポリオワクチンが不活化に切替わり、6月接種をもって集団接種を終了。
 - 不活化ポリオ予防接種の初回接種を9月から、追加接種を11月から開始。
 - 四種混合予防接種を11月から開始。
 - 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン任意接種の費用助成を3月31日で終了。
 - 橿原市二次救急医療輪番制病院として、市内3病院、市外2病院に加え、大和高田市の吉本整形外科・外科病院が参画し、6病院で実施。

- 平成25年度
- 未熟児養育訪問が県より移譲。

- 奈良県歯科医師会のモデル事業として妊婦歯科健診を実施。
- 健康かしはら21(第2次)計画を策定。
- BCG予防接種対象年齢を「6か月未満まで」から「1歳未満まで」に拡大。
- 日本脳炎2期特例接種対象者の拡大
(平成7年4月2日～平成7年5月31日生まれを追加)。
- 麻しん・風しん混合予防接種の3期、4期の接種を終了。
- 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- 風しん流行に伴い、風しんの抗体価が低い妊娠を希望する女性等に対し風しんワクチン等緊急接種の費用助成を実施。
- 6月14日から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を見合わせ。

- 平成26年度
- 骨髄移植ドナー支援事業を開始。
 - 妊婦歯科健診の費用助成(1回)を開始。
 - 母と子のふれあい教室が子ども総合支援センターに移管。
 - 6～7か月児健康相談を開始(赤ちゃんセミナーを終了)。
 - 高齢者の健康づくり等推進連携事業(モデル事業)として、高血圧予防教室を開始。
 - 水痘予防接種(1回目・2回目)を10月1日から開始。
 - 水痘予防接種特例措置(3・4歳)を10月1日～平成27年3月31日まで実施。
 - 高齢者肺炎球菌感染症予防接種を、年度末年齢が65歳以上の5歳刻みの年齢を対象者として10月から開始。
 - 高齢者肺炎球菌感染症任意接種の費用助成を9月末で終了。

- 平成27年度
- 「歯と骨のアンチエイジング～Let's ロコモ予防～」をイベントとして開催。
 - 橿原市食育推進計画を策定。

- 平成28年度
- 健康かしはら21講座を開始。
 - がん予防推進員養成講座を開始。
 - B型肝炎予防接種を10月1日から開始。

- 平成29年度
- 子育て世代包括支援センターとしての機能を整える。
 - 利用者支援事業・母子保健型窓口を健康増進課に設置。
 - 一般不妊治療の費用助成を開始。
 - 5月よりママヘルプサービスを開始。
 - 平成30年2月より、利用者支援事業・母子保健型窓口(2か所目)を市役所分庁舎へ置き、母子健康手帳発行業務等を実施。
 - 健康かしはら21(第2次)計画中間評価を実施し、健康かしはら21(第2次)後期計画を策定。

- 平成30年度
- 11月より市役所分庁舎で母子健康手帳発行以外の窓口業務全般を行うため利用者支援事業・母子保健型窓口のスタッフを増員し体制を整える。
 - 胃がん検診に内視鏡検査を導入(50歳以上、1回/2年)。
 - 胃がん検診とセットでピロリ菌抗体検査を希望者に実施(生涯に1回)。
 - 個別健康教育(スリムな人の血管おそうじ教室)を終了。

- ヘルスチェック(20・30歳代向け健康診査)を終了。
- 休日夜間応急診療所の年末年始の診療日を、12月30日～1月4日までを12月29日～1月3日までに変更。

令和元年度 ○マザーズクラスを両親学級に合体する形に変更。

(平成31年度) ○両親学級OB会を終了。

- ママヘルプサービスの対象期間を「出産の日から起算して6か月を経過するまでの産婦」に延長。
- 不育治療の費用助成を開始。
- がん予防推進員養成講座を終了。
- 操健美くらぶを終了。
- 今日からはじめるウォーキング講座を開始。
- 風しんの追加的対策として、4月1日より昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対して、全国において抗体検査と定期予防接種を、3年間の時限的措置として無料で実施。橿原市としては7月に無料クーポン券を発送。無料クーポン券発送以前に、実費で抗体検査や予防接種を実施した対象者に対する償還払い制度を開始。
- 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の経過措置として、令和元年度からの5年間、対象者として年度末年齢が65歳以上の5歳刻みの年齢を継続。
- 橿原市二次救急医療輪制病院から桜井市の山の辺病院が外れ、市内3病院、市外2病院の5病院で実施。

令和2年度 ○一般不妊治療の費用助成の上限額を、1年度10万円に引き上げ。

- 「ふれあい・いきいき祭」かしはら万葉ホール改修及び新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
- 「健康かしはら21講座」、「骨と歯のアンチエイジング～Let's ロコモ予防～」を新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
- ロタウイルス感染症予防接種を10月から開始。
- 橿原地区新型コロナウイルス感染症外来を開設(5月11日)。
- 橿原市休日夜間応急診療所が県より「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として認定を受ける(12月1日)。

令和3年度 ○一般不妊治療・不育治療の費用助成対象要件を変更(所得制限撤廃、事実婚関係を認める)。

- 妊婦健康診査の費用助成の上限額を、10万円に引き上げ。
- 「骨と歯のアンチエイジング～Let's ロコモ予防～」を終了。
- 風しんの追加的対策の延長(令和7年3月31日まで)。
- 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を11月26日より再開。
- 橿原地区新型コロナウイルス感染症外来を終了。

令和4年度 ○多胎妊婦健康診査の費用助成を開始。

- ママヘルプサービスの多胎追加助成を開始。
- 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を開始。
- 子宮体がん検診、ピロリ菌検査、「健康かしはら21講座」を終了。
- 子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種を開始。積極的勧奨を控えていた平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女子(令和4年4月

1日から令和7年3月31日までの間に高校2年生相当以上の者)を対象として3年間の時限的措置として実施。

- 令和5年度
- 伴走型相談支援の一環として妊娠8か月時アンケートを開始。
 - 新生児聴覚検査の一部助成を開始。
 - 3歳6か月児健康診査時に屈折検査を開始。
 - 産後ケア事業を7月12日より開始。
 - がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費の助成を開始。
 - 健康かしはら21(第3次)計画を策定。
 - 第2次櫃原市食育推進計画を策定。
 - 子宮頸がん予防ワクチンに係る任意接種償還払いを開始。
平成9年4月2日から平成17年4月1日生まれ的女子を対象とし、
4月1日より令和7年3月末日までの時限的措置として実施。
 - 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の経過措置を終了。
 - 休日夜間応急診療所の休日歯科診療時間(午後)を、10月1日より
「13時～21時」から「13時～16時」に短縮。
- 令和6年度
- 櫃原市こども家庭センター(母子保健と児童福祉を一体的実施)を設置。
 - 産後ケア事業の内容を拡充(居宅訪問型を実施する職種に管理栄養士を追加)。
 - 歯っぴー相談を開始。
 - 子育て世帯訪問支援事業を開始(ママヘルプサービスの対象を含む)。
 - 歯周病検診の対象者が、従来の「40・50・60・70歳」に「20・30歳」を追加。
 - 働き世代への健康支援を開始。
 - 櫃原市自殺対策計画後期計画を策定。
 - 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の対象者が65歳のみに変更。
 - 五種混合ワクチン定期接種を開始。
 - 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種を定期予防接種として開始。
 - 休日夜間応急診療所の小児深夜診療において宿直体制を7月1日より開始。

Ⅱ 母 子 保 健 事 業

[母子保健事業]

1. 概要

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、また、保護者が安心して育児ができる環境を整えるため、各種健康診査・相談・教室等の母子保健事業を実施している。

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行や女性の社会進出等を背景に大きく変化してきており、出産年齢の上昇等による様々な健康課題を抱えながら妊娠・出産を経験する人や、育児支援を十分得られない中で育児をする人が増えている。

こうした状況においては、妊娠期については妊婦健康診査を、出産後については乳幼児を対象とした検査や健康診査を受診することが、疾病の予防や早期発見、育児不安の解消につながるため、経済的な理由等により未受診にならない対策が重要となる。また、健康診査受診時に要経過観察や要精密検査と判定された児や保護者に対する事後フォローも、児や家族の健康課題の解決には必要不可欠である。

それを踏まえ、これまで実施してきた乳幼児健康診査等の健診・相談事業に加え、令和6年度からは、1歳6か月児健康診査において、歯科医師から受診勧奨をされたにも関わらずその後に受診できていない児や、虫歯の有無を問わず生活習慣に注意が必要として追跡対象になった児を対象として、電話等による事後追跡を行ったうえで、2歳頃に状況確認と再度の保健指導のために、再び歯科健診と歯科相談を受けられる「歯っぴー相談」を開始し、3歳6か月児健康診査時の虫歯の有病率を低下させる取り組みを進めている。

また、妊娠届出時や妊娠8か月時アンケート、産後1か月時の状況把握や新生児訪問等の伴走型相談支援の中で、産後の母子とその家族の心身の健康状態や、育児支援の有無等の家庭が置かれた育児環境等の把握に努め、必要に応じて産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業等による支援につなぐことで、産後早期の段階から安心して育児を行えるように対応をしており、今後も、市民の顕在的なニーズだけでなく、潜在的なニーズをも捉えながら、各保健事業の内容を充実させていきたい。

* 橿原市こども家庭センターの設置について *

「子育て世帯包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持しつつ、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育て家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、令和6年度より「橿原市こども家庭センター」を設置した。当センターでは、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有する統括支援員が中心となり、母子保健・児童福祉の職員が、それぞれの専門性を活かし、子育てに関して誰もが抱くような育児不安等への対応や支援、虐待への予防的な介入から、子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、妊産婦やこどもとその家庭に対する一体的支援を実施している。

2. 健康診査

(1) 妊婦健康診査

目的 妊娠の状態を的確に把握し、定期的に妊婦健康診査を受診することにより安全な分娩と健康な児の出生を目的とする。また、少子化対策の一環として妊娠中にかかる経済的負担を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに積極的な妊婦健康診査の受診を図る。

対象 妊娠の届出をした妊婦

実施期間 通年

実施内容 標準的な健診回数分の妊婦健康診査補助券（14回 上限10万円）により助成。

県内委託医療機関以外で受診する妊婦については、償還払いにより助成。

令和4年度からは多胎妊婦の助成を開始している。（75ページに内容掲載）

実施状況 (人)

年度 回数		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
妊婦健康診査	1回目	845	15	795	10	739	20	723	19	759	20
	2回目	828	15	795	10	746	15	713	16	736	15
	3回目	807	17	775	13	760	19	699	16	735	14
	4回目	790	20	778	13	741	21	713	18	731	14
	5回目	800	18	775	16	731	19	709	18	750	12
	6回目	799	21	779	16	732	15	720	19	736	18
	7回目	775	32	766	21	734	23	707	19	720	17
	8回目	744	48	745	44	707	46	689	27	706	26
	9回目	718	61	719	55	688	60	644	47	702	38
	10回目	684	67	688	61	667	65	605	51	679	47
	11回目	605	58	621	64	582	60	536	53	637	52
	12回目	481	53	519	49	467	49	431	48	532	45
	13回目	317	40	358	38	298	36	303	33	366	39
	14回目	173	21	187	20	164	16	173	22	176	26
	小計	9,366	486	9,300	430	8,756	464	8,365	406	8,965	383
合計	9,852		9,730		9,220		8,771		9,348		
妊娠届出数		874		829		797		754		722	

(2) 妊婦歯科健診

目的 歯周疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、妊婦と生まれてくる乳児の健康水準の向上を図る。

対象 妊娠14～27週目頃の妊婦

実施期間 通年

実施内容 妊婦健康診査補助券の1ページ目にある受診券で歯科健診を1回無料で受診可（市内委託医療機関で実施）。

実施状況

㊦ 妊婦歯科健診結果

(人)

年度	妊娠届出数	健診受診者数	受診率※ (%)	健診結果		
				異常なし	要指導	要精検
R2	874	360	41.2	34	83	243
R3	829	378	45.6	22	104	252
R4	797	374	46.9	19	127	228
R5	754	369	48.9	39	106	224
R6	722	373	51.7	40	119	214

※受診率：妊娠届出数を対象者として算出

㊧ 精密検査結果

(人)

年度	要精検者数	精密検査	受診率 (%)	受診結果			未受診・拒否等
		受診者		異常なし	歯周病	歯周病以外	
R2	243	215	88.5	9	154	52	28
R3	252	224	88.9	14	165	45	28
R4	228	201	88.2	14	140	47	27
R5	224	206	92.0	17	145	44	18
R6	214	200	94.0	10	151	39	14

(3) 3か月児健康診査

目的	身長・体重・頭囲・胸囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで健康の保持・環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで健康の保持・増進を図る。
対象	生後3か月から生後5か月未満の児
実施期間	通年
実施内容	市内委託医療機関における個別診査の方法により実施。 健診の未受診者については、生後5か月頃に電話または手紙で連絡をとり、健診期間が過ぎた場合はすこやか子ども相談等の来所相談を促し、発育・発達の確認を行っている。市内の3か月児健康診査の委託医療機関ではなく、出産された市外の産院で健診を受診されている場合もある。

実施状況 (人)

年度	対象児数	受診児数	受診率(%)	結果						
				異常なし	助言指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R2※	819	794	96.9	661	6	37	22	16	28	24
R3※	855	847	99.1	703	10	37	32	7	28	24
R4※	785	770	98.1	658	15	24	24	7	30	12
R5※	723	704	97.4	585	12	18	24	15	34	16
R6	744	720	96.8	605	16	11	24	7	35	22

※新型コロナウイルスの影響により、受診可能期間を延長しており、5か月を過ぎても保護者の希望があれば、受診可能とした。令和5年度は7月25日に医療機関に通知するまでは、5か月を過ぎても保護者の希望があれば受診可能とした。

⑦ 令和6年度の結果状況 (人)

判定区分	人数	主 な 内 容
助言指導	16	やせ、体重増加不良、血管腫、湿疹、肥満傾向、便秘 など
要経観	11	体重増加不良、母斑、陰嚢水腫、湿疹、筋性斜頸、停留睾丸 など
要精検	24	四肢、臍ヘルニア、開排制限、血管腫 など
要医療	7	アトピー性皮膚炎、皮疹 など
管理中	35	早産、臍ヘルニア、先天性股関節脱臼、アトピー性皮膚炎 など
既治療	22	アトピー性皮膚炎、心房中隔欠損症、口唇裂、ヒルシュスプリング病 など
総 数	115	

(4) 10か月児健康診査

目的	身長・体重・頭囲・胸囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで健康の保持・増進を図る。
対象	生後10か月から1歳未満の児
実施期間	通年
実施内容	市市委託医療機関における個別診査の方法により実施。 健診の未受診者については、1歳頃に電話または手紙で連絡を取り、健診期間が過ぎた場合はすこやか子ども相談等の来所相談を促し、発育・発達の確認を行っている。

実施状況

(人)

年度	対象 児数	受診 児数	受診率 (%)	結果						
				異常なし	助言指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R2 [※]	818	761	93.0	627	21	41	11	3	28	30
R3 [※]	821	795	96.8	675	22	42	14	3	16	23
R4 [※]	799	773	96.7	645	27	48	13	1	24	15
R5 [※]	758	717	94.6	609	23	43	8	0	17	17
R6	745	714	95.8	608	18	28	9	4	20	27

※新型コロナウイルスの影響により、受診可能期間を延長しており、1歳を過ぎても保護者の希望があれば、受診可能とした。令和5年度は7月25日に医療機関に通知するまでは、1歳を過ぎても保護者の希望があれば受診可能とした。

㊦ 令和6年度の結果状況

(人)

判定区分	人数	主 な 内 容
助言指導	18	アレルギー、食事、やせ、泌尿器 など
要経観	28	運動発達遅延、歯、体重増加不良、低身長、やせ など
要精検	9	アレルギー、運動発達遅延、心雑音、停留睪丸 など
要医療	4	便秘、皮疹
管理中	20	鼠経ヘルニア、先天性心疾患、運動発達遅延、難聴、染色体異常 など
既治療	27	アトピー性皮膚炎、湿疹、血管腫、鼠経ヘルニア、目 など
総 数	106	

(5) 1歳6か月児健康診査

目的	幼児初期の身体発育・精神発達の面での指標が得られやすく、また生活習慣の自立に大切なこの時期に健康診査を実施することにより、健康の保持・増進を図る。
対象	1歳6か月から2歳未満の児
実施内容	保健センターで歯科健診および育児相談を受けた後、医療機関で検尿、計測、内科診察を受ける2段階方式 集団健診（保健センター）：年間24回、個別健診（医療機関）：通年 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、健診期間の延長措置を令和5年度末で終了した。

実施状況

(人)

年度		対象児数	受診児数	受診率(%)	実施回数	1回平均受診数	ブックスタート参加児数 ^{※1}
R2 ^{※2}	集 団	974	985	101.1	40	25	981
	個 別	985	882	89.5	—	—	—
R3	集 団	813	791	97.3	24	33	790
	個 別	791	734	92.8	—	—	—
R4	集 団	779	778	99.9	24	32	778
	個 別	778	716	92.0	—	—	—
R5	集 団	794	779	98.1	24	32	779
	個 別	779	731	93.8	—	—	—
R6	集 団	738	724	98.1	24	30	724
	個 別	724	696	96.1	—	—	—

※1 ブックスタート事業とは、市立図書館と協同し、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報・資料を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる事業（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度より読み聞かせは中止している）

※2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月までは歯科健診と問診を別日で実施した。9月以降は感染症対策を徹底し、歯科健診と問診を同日で実施している。

㊦ 健診結果内訳（集団健診）

(人)

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要治療・要精検	管理中	既治療
R2	985	131	315	484	1	54	0
R3	791	125	214	390	1	61	0
R4	778	88	269	374	1	45	1
R5	779	116	318	298	2	44	1
R6	724	99	272	327	0	26	0
主 な 内 容			発達 予防接種 卒乳・断乳 発語の遅れ 食事のすすめ方 保護者	発達 発語の遅れ 指さし 保護者 落ち着きがない 卒乳・断乳		発達 先天性心疾患 食物アレルギー 発育 泌尿器 目	

㊦ 健診結果内訳（個別健診）

（人）

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要精検	他機関紹介	要治療	管理中	既治療
R2	882	606	17	172	40	0	0	21	26
R3	734	520	17	114	25	0	1	31	26
R4	716	509	11	141	20	1	7	23	4
R5	731	532	15	107	26	0	2	29	20
R6	696	503	18	116	26	0	1	17	15
主な内容			食物アレルギー	尿蛋白異常	尿蛋白異常		内分泌・代謝	先天性心疾患	食物アレルギー
			やせ	発語の遅れ	尿潜血異常			泌尿器	発達
			肥満傾向	尿潜血異常	尿糖異常			発達	先天性心疾患
			発語の遅れ	発達	精神発達遅滞			精神発達遅滞	先天性股関節脱臼
			尿蛋白異常	尿ケトン異常	運動発達遅滞			やせ	便秘
			予防接種	やせ	斜視		血管腫	アトピー性皮膚炎	

㊧ 尿検査結果状況

（人）

年度	受診児数	実施児数	実施率（％）	異常なし（人）	有所見（人）	結果※（重複有り）				
						蛋白	糖	ウロビリノーゲン	ケトン	潜血
R2	882	776	88.0	687	89	26	2	9	10	21
R3	734	623	84.9	562	61	29	0	6	5	7
R4	716	606	84.6	531	75	28	2	2	8	17
R5	731	633	86.6	558	74	26	2	3	4	14
R6	696	596	85.6	521	74	32	2	2	4	22

※検尿の結果については、（＋）以上を記載している。

㊨ 歯科健診結果状況

（人）

年度	受診児数 (a)	虫歯のある児数	虫歯の有病率 (%)	虫歯の総数 (b)	一人当たり虫歯数 (b/a)	その他の要指導				
						指しやぶり	不正咬合	その他	不詳	計
R2	958	13	1.4	37	0.04	38	35	40	0	113
R3	792	5	0.6	16	0.02	10	0	22	0	32
R4	778	6	0.8	16	0.02	7	0	29	0	36
R5	779	6	0.8	15	0.02	18	41	34	0	93
R6	724	3	0.4	7	0.01	6	23	36	0	65

(6) 3歳6か月児健康診査

目的 幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになるこの時期に健康診査を実施することにより、健康の保持・増進を図る。また、受診者のうち希望者にはフッ化物歯面塗布を実施している。

対象 3歳6か月から4歳未満の児

実施内容 保健センターで歯科健診、視聴覚のチェック、育児相談を受けた後、医療機関で検尿、計測、内科診察を受診する2段階方式

集団健診(保健センター)：年間24回、個別健診(医療機関)：通年

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、健診期間の延長措置を令和5年度末で終了した。

実施状況

(人)

年度		対象児数	受診児数	受診率(%)	実施回数	1回平均受診数	フッ化物歯面塗布者数
R2※1	集団	970	941	97.0	40	24	614
	個別	941	805	85.5	—	—	—
R3	集団	868	812	93.5	24	34	540
	個別	812	725	89.3	—	—	—
R4	集団	871	850	97.6	24	35	561
	個別	850	738	86.8	—	—	—
R5	集団	794	759	95.6	24	32	441
	個別	759	718	94.6	—	—	—
R6	集団	770	756	98.2	24	32	468
	個別	756	683	90.3	—	—	—

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月までは歯科健診と問診を別日で実施した。9月以降は感染症対策を徹底し、歯科健診と問診を同日で実施している。

㊦ 健診結果内訳 (集団健診)

(人)

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R2	941	165	351	315	0	4	106	0
R3	812	158	282	266	0	1	105	0
R4	850	104	323	279	0	1	143	0
R5	759	157	309	186	0	0	106	0
R6	756	108	329	223	0	0	96	0
主な内容			予防接種 トイレットトレーニング 発達 子どもの接し方 保護者 人見知りが強い	発達 トイレットトレーニング 保護者 癇癪 落ち着きがない 発語の遅れ			発達 自閉症 低身長 精神発達遅滞 運動発達遅滞 斜視	

㊦ 健診結果内訳（個別健診）

（人）

年度	受診児数	異常なし	助言・指導	要経観	要精検	要医療	管理中	既治療
R2	805	566	19	90	76	9	38	7
R3	725	529	14	70	63	0	30	19
R4	738	506	16	80	62	2	50	22
R5	718	505	7	77	63	1	43	22
R6	683	483	17	72	67	1	24	19
主な内容			やせ 食物アレルギー 低身長 肥満傾向 尿蛋白異常 尿ケトン異常	尿蛋白異常 尿潜血異常 発達 低身長 発語の遅れ 尿ケトン異常	乱視 尿蛋白異常 尿潜血異常 斜視 視力問題あり 低身長	便秘	発達 低身長 自閉症 斜視 泌尿器 食物アレルギー	便秘 斜視 発達 神経 食物アレルギー 低身長

㊧ 尿検査結果状況

（人）

年度	受診児数	実施児数	実施率（%）	異常なし（人）	有所見（人）	結果※（重複有り）				
						蛋白	糖	ウロビリノーゲン	ケトン	潜血
R2	805	779	96.8	688	91	29	1	14	11	12
R3	725	700	96.6	622	78	23	2	8	9	10
R4	738	700	94.9	594	106	27	0	8	7	21
R5	718	661	92.1	568	93	30	0	16	14	16
R6	683	639	93.6	565	73	21	2	9	3	12

※検尿の結果については、（＋）以上を記載している。

㊨ 歯科健診結果状況

（人）

年度	受診児数	虫歯のある児数	虫歯の有病率	虫歯の総数	一人当たり虫歯数	その他の要指導		
						不正咬合	口腔軟組織疾患児	その他の異常ありの児数
	(a)		(%)	(b)	(b/a)			
R2	882	117	13.3	400	0.45	112	34	44
R3	812	81	10.0	258	0.32	100	32	0
R4	850	87	10.2	247	0.29	142	45	0
R5	759	81	10.7	251	0.33	89	37	32
R6	756	82	10.8	253	0.33	143	64	39

㊩ 屈折検査結果状況

（人）

年度	受診児数	実施児数	実施率（%）	異常なし（人）	有所見（人）	結果（重複有り）				
						遠視	近視	乱視	斜視	その他
R6	756	748	98.9	700	48	5	2	30	13	5

3. 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児・乳幼児訪問

目的 病気や家庭環境等が、妊産婦の妊娠・出産などに支障を及ぼす恐れがあるケースや本人の希望により助産師や保健師が訪問し、子育て支援のための適切な指導を行い、異常の早期発見と不安の軽減を図る。

対象 新生児、妊産婦、乳幼児、その他訪問を必要とする者であり、妊娠届出書や出生連絡票、産後1か月時の電話での状況確認等により対象を把握。

実施期間 通年

実施状況 (延数)

年度	対象	妊婦	産婦	新生児	乳児	幼児と学童	母親 (産婦以外)	その他	計
R2		11	796	382	98	51	13	25	1,376
	助産師会委託(再)	0	302	305					607
R3		10	583	437	120	54	18	28	1,250
	助産師会委託(再)	1	304	304					609
R4		5	538	58	458※1	43	12	36	1,150
	助産師会委託(再)	0	43		43				86
R5		9	491	12	457	92	36	65	1,162
R6		13	536	17	495	86	40	52	1,239

※1 令和4年度より、児が生後28日未満の訪問を新生児訪問、28日以降の訪問を乳児訪問として計上。

(2) 未熟児養育医療訪問

目的 早期産や低出生体重児などで出生した未熟児に対し、医療機関等関係機関と連携をとりながら、保健師及び助産師が訪問し、疾病予防及び家庭環境等について適切な指導を行い、育児不安の軽減を図る。

対象 未熟な状態で生まれた児

実施期間 通年

実施状況

㊦ 年度毎出生者に対する訪問実施状況 (件数)

年度	申請数	訪問数	再訪問※1
R2	33	32	1
R3	51	44	1
R4	27	25	1
R5	42	41	1
R6	37	29	0

※1 再訪問は、こんにちは赤ちゃん訪問等を含んでいる。

㊦ 対象者の内訳 (件数)

出生時体重		500g未満	500g～1,000g未満	1,000g～1,500g未満	1,500g～2,000g未満	2,000g～2,500g未満	2,500g以上	合計
在宅での医療的処置	なし	0	1	4	8	10	13	36
	あり	0	0	0	0	1	0	1
	計	0	1	4	8	11	13	37

(3) こんにちは赤ちゃん訪問

目的 全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、適切なサービス提供に結び付ける。

対象 生後4か月頃までの乳児のいる全ての家庭

実施期間 通年

実施状況 《年度毎出生者に対する訪問実施状況（翌年4月～7月の訪問実施分を含む）》 (人)

年度	対象者	訪問実施	新生児訪問等 (再)	未訪問 ※1	未訪問内訳 (再)			
					拒否	市外在住	入院中	その他
R2	818	773	382	45	1	2(内 海外0)	0	42
R3	845	798	572	47	1	2(内 海外0)	3	41
R4	783	749	520	34	1	3(内 海外0)	0	30
R5	713	702	453	11	0	0(内 海外0)	0	10
R6	736	723	521	13	0	10(内 海外0)	0	3

※1 未訪問者に対しては、健診や予防接種等の受診状況を確認し、必要な相談、教室につないでいる。

(4) 母子保健推進員

目的 市が実施する養成講座を修了した者を母子保健推進員として認定し、地域に密着した推進員活動を通して、地域の育児力の向上を図る。

対象 母子保健推進員養成講座を修了した者

実施状況 主な活動はこんにちは赤ちゃん訪問であり、毎月開催している定例会で訪問結果の共有を行っている。また、定期的な研修会も開催している。
令和元年度3月から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため母子保健推進員による訪問を中止していたが、令和5年度から訪問を再開した（2人1組での訪問を実施）。

㊦ 会員数（年度末時点） (人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
会員数	38	29	17	17	13

㊧ こんにちは赤ちゃん訪問件数 (人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
訪問件数	-	-	-	28	35

(5) 母子保健推進員養成講座

目的 母子保健推進員として活動できる者を養成する。

対象 70歳未満の子育て経験のある女性で、母子保健の推進に熱意のある者

実施期間 年間1コース（講座4回、見学2回）

実施状況 令和6年度は、受講者が欠席したため2回目以降中止した。

年度	回数	受講者実数	母子保健推進員数	訪問指導員数
R2	中止	—	—	—
R3	中止	—	—	—
R4	中止	—	—	—
R5	中止	—	—	—
R6	1	1	—	—

4. 教室

(1) 両親学級

目的 妊娠中に育児体験をすることで、夫婦で生み育てることができる意識、動機づけをする。

対象 近く父親・母親になられる方

実施回数 年間12回（金・土曜日に開催）＊R6年11月より金曜日開催開始

実施状況

年度	実施回数	受講 延人数(人)	1回当たり 平均受講者数(人)	実施内容
R2	4	123	31	沐浴実習・おむつ交換体験・妊婦体験・栄養講話
R3	6	206	34	沐浴実習・おむつ交換体験
R4	6	214	36	
R5	6	202	34	沐浴実習・おむつ交換体験・妊婦体験
R6	9	240	27	

(2) 離乳食教室

目的 離乳開始のこの時期に離乳食に対する基本を学び、悩みや不安を解消し、スムーズに離乳食がすすめられるようにする。

対象 4か月ごろの乳児の保護者

実施回数 令和6年度は年間12回

実施状況

年度	実施回数	受講 延人数(人)	1回当たり 平均受講者数(人)	実施内容
R2	6	79	13	離乳食の進め方の講話 (実物の離乳食を使って説明)
R3	13	166	13	
R4	13	140	11	
R5	13	137	11	離乳食の進め方の講話 つぶし粥体験等
R6	12	158	13	

5. 相談

(1) 妊娠の届出（母子健康手帳の交付）

目的	母子健康手帳を発行し、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が一元管理されることで妊産婦や子どもの健康管理に役立ててもらおう。
対象	妊娠した者
実施期間	通年
実施状況	妊娠届出時（新規・転入）に必ず保健師または助産師が面談を実施し、各種健診・教室等の案内や相談等も併せて行っている。 令和5年2月から、出産・子育て応援交付金事業を開始し、妊娠届出時の妊婦本人との面談を、伴走型相談支援の一環として実施している。

(人)

年度	妊娠届出数	内訳（再掲）		母子健康手帳発行数※
		新規届出	転入	
R2	953	874	79	915
R3	901	829	72	846
R4	848	797	51	830
R5	817	754	63	776
R6	780	722	58	738

※再発行（紛失等）や多胎妊娠等への発行を含むため、妊娠届出数より母子健康手帳発行数が多い。

(2) セルフプラン・支援プランの策定

目的	妊娠届出時（新規・転入）に、リスクアセスメント項目に基づき支援の必要性を判定し、対象者の個々の状況やニーズに合った妊娠期からの切れ目ない支援を提供する。
対象	妊娠した者
実施期間	通年
実施状況	かしはらママプラン・かしはら子育てプランを用いて面談を実施し、対象者に必要な保健指導や情報提供を行う。 リスクアセスメント1項目以上該当：サポートプラン、0項目該当：ケアプランとし、内容により地区担当保健師が対応。

(人)

年度	妊娠届出数 (転入者含む)	子育てケアプラン	サポートプラン	
			リスク1項目	リスク2項目以上
R2	953	693	175	85
R3	901	643	177	81
R4	848	611	153	84
R5	817	556	189	72
R6	780	544	167	69

（３）妊娠５か月時の電話支援

目的	妊娠中や産後早期の支援の必要性を確認し、必要な支援につなげる。
対象	妊娠５か月頃の妊婦
実施期間	通年
実施状況	妊娠５か月頃に助産師により電話にて体調の確認、産後の支援者の有無の確認、各種教室の勧奨等を行い、必要に応じて地区担当保健師による継続支援を開始する。 令和４年度の対象者について、令和５年１月の対象者より妊娠８か月アンケートへ移行しているため、前年度より少ない。

(人)

年度	対象者※ ¹	連絡済			
			異常なし	要支援	流産
R2	769	730	715	0	15
R3	631	592	578	0	14
R4	481※ ²	462	439	0	23

※¹ 対象者：妊娠届出者から地区担当保健師により継続支援中・事前に流産を把握・転出を除いた数

※² R4年度の対象者は、R4年４月～１２月対象者分

（４）妊娠８か月時アンケート

目的	妊娠中に母体の状況や産後のサポート等について把握することで、安心して出産を迎えることができるよう情報提供を実施したり、産後の早期支援につなげる。
対象	妊娠８か月頃の妊婦
実施期間	通年
実施状況	令和５年度より開始。妊娠６か月ごろにアンケートを送付。アンケート回答内容から、情報提供が必要な人へは助産師または保健師が連絡。妊娠中に訪問や面談を希望する人や支援が必要な人は地区担当保健師へつなぐ。妊娠８か月までに返信がない場合は電話で聞き取りを行う。

(人)

年度	送付者	ロゴフォーム・郵送で回答		電話で聞き取り		不通など※
		異常なし	要支援	異常なし	要支援	
R5	713	415	79	155	19	45
R6	708	410	113	124	18	43

※電話での連絡がつかない人やアンケートを送付後転出・流産・出産などした方の数。

電話で連絡がつかない人には文書を送付している。

(5) 産後1か月時の母子の状況把握と支援

目的	出産後早期の母子の健康や育児の状況、育児支援者の有無等を把握し、必要に応じて早期の支援を開始する。
対象	産後1か月時の母子
実施期間	通年
実施状況	産後1か月以内に電話等で状況を聞き取り、保健指導を実施している。また、リスクを把握した時点で地区担当保健師の介入を開始している。

(人)

年度	対象者	連絡済	連絡済の内訳			転出※
			異常なし	支援開始	継続支援	
R2	822	808	626	31	151	2
R3	867	864	536	40	288	3
R4	789	770	494	70	206	1
R5	718	693	481	42	170	0
R6	734	730	479	37	214	3

※転出以外の理由で連絡が取れなかった方に対し、訪問員が連絡して訪問する、または地区担当保健師が継続的に関わるなど、早期に現状確認をしている。

(6) すこやか子ども相談

目的	乳幼児の健全な心身の発育・発達をもたらすために、子育てについて個人差を踏まえた支援を行い、子育て・親育ちを図る。
対象	新生児、妊産婦、乳幼児、その他支援を必要とする者であり、保健センターへ来所し相談を希望する者
実施回数	年間24回
実施内容	相談内容に応じて保健師、管理栄養士、心理相談員、助産師による個別相談を実施する。身体計測のみの利用も可。
実施状況	令和6年度の保健相談のうち69.8%は乳児で、次いで1歳代が22.2%を占めている。栄養相談は、乳児65.3%、次いで1歳代28.6%であった。心理相談については、2歳代28.8%、次いで1歳代・3歳代26.9%であった。妊産婦相談においては、乳児82.4%、次いで20歳～30歳代の妊婦相談が13.7%であった。

⑦ 相談件数

(人)

年度 種別	R2		R3		R4		R5		R6	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
保健相談	145	232	142	241	154	259	157	285	156	253
栄養相談	67	90	70	89	57	80	56	63	49	72
心理相談	95	98	113	114	103	106	93	97	52	53
妊産婦相談	60	77	54	73	51	78	53	73	51	75
計	367	497	379	517	365	523	359	518	308	453

① 令和6年度 相談内訳 (人)

保健相談内容		延人数
発育	発育（全般）	7
	体重増加不良	7
	低身長	1
発達等	発達	9
	支えなしで座る	6
	はいはい	4
	つかまり立ち	4
	その他	4
	上手に歩けない	3
	つたい歩き	2
	発語の遅れ	2
生活習慣	睡眠	11
	遊び	8
	ブラッシング	5
	生活リズム	1
	排泄	1
食事	母乳・ミルク	16
	食事の進め方	11
	離乳食	3
	アレルギー	2
	水分補給	2
	その他	5
症状／疾患	発熱	1
	感染症	1
	皮膚	1
	吐き戻し	1
	便秘	1
	その他	1
保護者	保護者	32
	育児不安	6
	家族間人間関係	2
	子どもの接し方	2
計測		157
育児全般		4
予防接種		1
計		324

(人)

栄養相談内容		延人数
食 事	すすめ方	38
	離乳食	17
	間食	7
	作り方	6
	むら食い	5
	少食	4
	偏食	1
	過食	1
	その他	5
母乳・ミルク		8
アレルギー		4
体重増加不良		2
便秘		2
その他		5
計		105

(人)

心理相談内容		延人数
発達等	自閉傾向	1
	その他	32
情緒	性格	2
	こだわりが強い	1
	癇癪	1
言語	行動	1
	落ち着きがない	1
言語	発語の遅れ	12
	発語理解の遅れ	4
家族外人間関係		2
その他		4
計		59

(人)

妊産婦相談内容		延人数
母乳・ミルク		44
遊ばせ方		22
体重増加不良		16
育児全般		11
育児不安		4
離乳食		4
保護者		4
家族間人間関係		3
精神的変調		3
乳房の手当て		3
分娩不安の除去		2
その他		11
計		127

(7) 6～7か月児健康相談

目的 子ども1人1人の発達の様子や離乳食の進み具合等を確認し、保護者の育児不安の軽減に努め、社会孤立を予防し育児力を高める。

対象 6～7か月児とその保護者

実施回数 年間24回

実施状況 受講率は令和5年度は88.3%、令和6年度は82.2%であり、低下している。

年度	実施回数	受講延人数	1回当たりの平均受講者数	実施内容
R2	24	619	26	身体計測、問診、個別相談
R3	24	617	26	
R4	24	640	27	
R5	24	634	26	
R6	24	597	25	

(8) 歯っぴー相談

目的 虫歯予防の意識を高め、虫歯を防ぐための正しい知識を提供する。

対象 1歳6か月児健診で歯科医師が歯科医療機関の受診を勧めたが受診をすることができていない児、1歳6か月児健診時に、虫歯を防ぐための食生活や生活習慣に注意が必要であった児（2歳頃の児）

実施回数 年間18回（令和6年度は7月より実施）

実施状況 3歳6か月児健診に合わせて実施している。

(人)

年度	受診児数 (a)	虫歯のある児数	虫歯の有病率 (%)	虫歯の総数 (b)	1人当たり虫歯数 (b/a)	その他の要指導				
						指しやぶり	不正咬合	その他	不詳	計
R6	21	0	0	0	0	0	5	0	0	5

6. 子育て支援事業

(1) ママヘルプサービス

目的

産後支援者が少なく、産後の身体的及び精神的負担が増すことにより育児が困難になるおそれがあると認められる産婦に対し、家事を援助することにより、産婦の身体的及び精神的負担を減らし、新生児の健やかな成長を促進する。

対象

出産の日から起算して6か月を経過するまでの産婦で、産後支援者が少ない者

実施回数

8回まで利用可能（1回：1時間以内で、多胎の場合16回まで）

実施状況

利用対象者の家庭における児に触れる作業を除く、洗濯、掃除、食事調理、買い物及び沐浴の準備等軽度の家事支援

年度	利用者実人数(人)	利用回数
R1	19	132
R2	14	95
R3	19	117
R4	19	118
R5	18	184

うち、多胎1名4回含む

うち、多胎2名17回含む

(2) 子育て世帯訪問支援事業

目的

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問支援員が居宅を訪問し、利用者が抱える悩み等を傾聴し家事支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

対象

- ①妊娠中で、安静が必要な方など
- ②生後6か月までの子どもを養育中で、家事・育児に対して不安や負担を抱えている家庭（令和5年度まで実施していたママヘルプサービスの対象者）
- ③生後7か月から18歳未満の子どもを養育中で、家事・育児に対して不安や負担を抱えている家庭
- ④ヤングケアラー等がいる家庭

実施回数

- ①10時間まで
- ②③それぞれ10時間（多胎や市が認めた場合はさらに10時間）
- ④市で検討

実施状況

利用対象者の居宅において、調理、掃除、洗濯などの家事支援

年度	利用者実人数(人)	利用回数
R6	37	318

うち、多胎6名92回含む

(3) 産後ケア事業

- 目的 産後に、心身の不調や育児不安等を抱える母親及び養育者とその子を対象に、母親及び養育者の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。
- 対象 出産の日から起算して12か月を経過する日までの赤ちゃんと母親及び養育者で
①～③のいずれかに該当する方
①心身の不調がある方
②育児に不安がある方
③ご家族などから育児などの支援が十分受けられない方
- 実施回数 最大10時間利用可能（1回の利用は2時間以内）
- 実施内容 助産師による育児相談や乳房ケアを含む母親及び養育者の心身のケアを実施。医療機関等の施設でケアが受けられる通所型、自宅でケアが受けられる居宅訪問型の2種類あり、通所型4施設、居宅訪問型5事業所で利用可。
（令和7年3月31日時点）

実施状況

年度	申請者数(人)	利用実人数(人)	利用延回数	
			通所型	居宅訪問型
R5 ※	72	47	3	138
R6	333	173	109	424

※7月12日から事業開始

Ⅲ 成 人 保 健 事 業

[成人保健事業]

1. 概要

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により、世界有数の水準に達している。しかし、急速な高齢化とともに、がん、心臓病、高血圧症、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病の増加も深刻な問題になると予測される。

このような状況を踏まえ、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、QOL（生活の質）の向上をめざし、健康増進、疾病予防等の一次予防に重点を置き、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策や、がん対策の推進が重要である。

国は、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、平成 25 年度から「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」）を策定し、取り組みを進めているが、橿原市においても、平成 25 年度から「健康かしはら 21（第 2 次）計画」を策定、平成 29 年度にはその中間評価を行い、平成 30 年度から令和 4 年度までの「健康かしはら 21（第 2 次）後期計画」を策定し市民の主体的な健康づくり活動に向けて取組みを行ってきた。

令和 6 年 3 月に「健康かしはら 21（第 3 次）計画」を策定し、令和 6 年度から取組を行っている。

今後も、橿原市の死因順位が高い悪性新生物や早期からの生活習慣病予防として、がん対策、減塩対策に重点的に取り組むとともに、「健康かしはら 21（第 3 次）計画」から新たに追加した分野「働き世代の健康支援」にも重点的に取り組みを進める中で、令和 6 年度より市内企業への健康づくり支援として健康教室の実施や包括連携協定を結んでいる保険会社からの健康づくり啓発（がん検診受診啓発ちらしの配布等）を開始した。

また、引続き健康づくりに関する普及啓発を推進するため、市ホームページ等での啓発記事の配信（食推レシピ、運動情報）を継続して実施している。

2. 健康手帳の交付

目的	健康診査時の記録、その他健康保持のために必要な事項を記入し、自らの健康管理に役立てる。
対象	40歳以上
実施期間	通年
交付方法	事業等で交付しているほか、市ホームページからのダウンロードも可能であり、周知をすすめている。

交付状況（窓口交付数）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
40歳以上74歳以下	15	17	35	15	22
75歳以上	8	6	11	1	5
計	23	23	46	16	27

3. 健康教育

目的	生活習慣病の予防や健康増進など健康に関する正しい知識を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てる。
対象	40歳～64歳
実施状況	令和4年度より、歯科保健分野の講座として「健康はお口の中からはじめよう」というタイトルでの出前講座を開始した。 「今日からはじめるウォーキング講座」では、健康運動指導士による講話（生活習慣病と運動について等）、運動普及推進員とのウォーキングを実施している。 健康かしはら21（第3次）計画における8つの取組分野では、1. 栄養・食生活、2. 運動・身体活動、3. 歯の健康 についての健康教育を実施している。

集団健康教育の実施状況

年度 種別	R2		R3		R4		R5		R6	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
歯周疾患健康教育	0	0	0	0	2	27	3	41	1	6
ロコモティブシンドローム （運動器症候群）健康教育	2	19	4	52	7	51	7	44	7	46
（内）今日からはじめる ウォーキング講座	2	19	3	29	3	23	3	24	3	23
一般健康教育	6	127	11	153	15	163	13	112	15	164
計	8	146	15	205	24	241	23	197	23	216

4. 健康相談

(1) 健康相談

目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。

対象 40歳～64歳

実施期間 通年

実施状況 保健師・管理栄養士等のスタッフで、多角的な方面から相談を実施している。
生活習慣等個人の状況に応じた内容で随時対応の電話相談中心に個別指導を行っている。
令和6年度は、電話相談が全年齢で計65件。

種別 \ 年度	R2		R3		R4		R5		R6	
	開催回数	被指導延人数	開催回数	被指導延人数	開催回数	被指導延人数	開催回数	被指導延人数	開催回数	被指導延人数
重点健康相談（糖尿病）	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
総合健康相談	4	10	1	1	1	1	3	3	9	18
計	6	12	1	1	2	2	3	3	9	18

(2) 檜原市国民健康保険特定保健指導

令和6年度より第4期特定健康診査等実施計画が始まり、成果を重視した特定保健指導の評価体系（アウトカム評価）が導入された。

目的 内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善する為に保健指導を行うことにより、健康的な生活の維持が出来るようになり、糖尿病等の生活習慣病を予防する。

対象 檜原市国民健康保険加入者で特定健康診査の結果、判定基準により対象となる者

実施期間 通年

実施状況 直営（健康増進課）と委託により保健指導を実施している。
法定報告上の特定保健指導対象者は489名、初回面談終了者47名、支援終了者28名であった（令和7年6月末時点）。

種別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
動機付け支援	37	59	34	41	44
積極的支援	12	13	4	12	※ 3

※うち、アウトカム評価（腹囲2cm・体重2kg減）での終了者は2名

利用勧奨実施状況

年度	R6
特定保健指導利用対象者	512
（内）75歳到達者等 ※	80
架電者	432
電話勧奨実施数	270
率（%）	62.5
手紙送付数（電話が繋がらなかった者）	162

※ 法定報告対象外となる年度内75歳到達者や、過去に利用勧奨の電話拒否者は除外

特定保健指導未利用理由として、自分で取り組む、拒否、服薬開始のため対象外が上位にあがった。

5. 健康診査

健康かしはら21（第3次）計画では、取組分野5. 健康チェックにて「年1回、健康チェックを受けよう」を目標とし、受診率の向上を位置づけている。

（1）生活習慣病健診

目的 生活習慣病予防に着目した健康診査を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させる。

対象 特定健康診査の対象とならない40歳以上の者
ただし、糖尿病等の生活習慣病で医療機関に受診している者等を除く

実施期間 5月1日から2月末日

実施状況 受診者は5人で、保健指導の対象となる者はいなかった。

年度	受診者数	結果					保健指導対象者数		利用 実人数
		異常なし	要観察	要指導	治療中※	要医療	動機付け 支援	積極的 支援	
R2	8	2	0	1	0	5	1	2	1
R3	9	2	0	3	0	4	2	3	0
R4	8	1	2	1	0	4	1	3	0
R5	8	0	2	2	2	2	1	2	0
R6	5	0	2	1	2	0	0	0	0

※ 高血圧・糖尿病・脂質異常症の3疾患以外で治療中の者

(2) 肝炎ウイルス検査

目的 肝がんの予防及び肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させる。

実施期間 5月1日から2月末日

対象 40歳以上の者で、過去に市の肝炎ウイルス検査受診歴のない者

実施状況

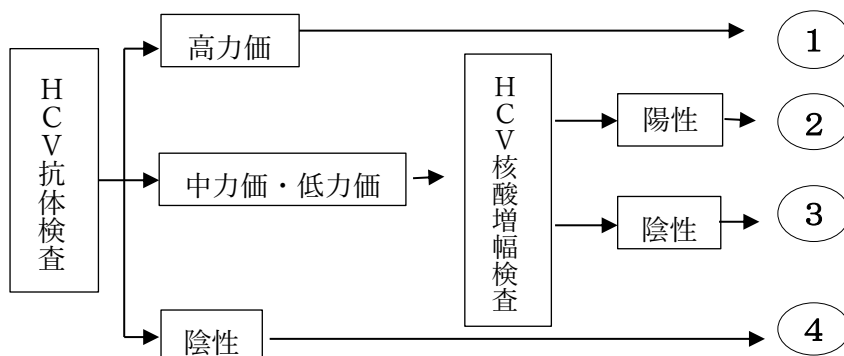
㊦ B型肝炎ウイルス検査

判定 年齢	判定						合計
	陰性		陽性		計		
	男	女	男	女	男	女	
40	17	20	0	0	17	20	37
41～44	15	18	0	0	15	18	33
45～49	17	19	0	0	17	19	36
50～54	37	23	0	0	37	23	60
55～59	27	29	0	0	27	29	56
60～64	41	43	0	0	41	43	84
65～69	79	62	0	0	79	62	141
70～	228	200	0	0	228	200	428
計	461	414	0	0	461	414	875
合計	875		0		875		875

㊦ C型肝炎ウイルス検査

判定 年齢	判定 ※1										合計
	現在感染している可能性が高い				現在感染している可能性が低い				計		
	①		②		③		④				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
40	0	0	0	0	0	0	17	20	17	20	37
41～44	0	0	0	0	0	0	15	18	15	18	33
45～49	0	0	0	0	0	0	17	19	17	19	36
50～54	0	0	0	0	0	0	37	23	37	23	60
55～59	0	0	0	0	0	0	27	29	27	29	56
60～64	0	0	0	0	0	0	41	43	41	43	84
65～69	0	0	0	0	2	1	77	61	79	62	141
70～	0	0	0	1	2	1	226	198	228	200	428
計	0	0	0	1	4	2	457	411	461	414	875
合計	0		1		6		868		875		875

※1 C型肝炎ウイルス検査の判定結果について



①・②：現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い

③・④：現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い

(3) がん検診

目的 医療機関による個別検診を実施し、がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減らす。

実施期間 5月1日から2月末日

実施状況 4月末に受診券（ハガキ）を全対象者に個別通知している。

《対象者について》

令和4年度以前の対象者は下記のとおり抽出していたが、令和5年度から対象者を全住民に見直した。

令和4年度以前の対象者の算出方法（総務省統計「国勢調査報告」参照 国勢調査は5年毎更新）

40歳以上の市町村人口 － 40歳以上の就業者数 ＋ 農林水産業従事者

1) 胃がん検診

対象 40歳以上の者（内視鏡検査は50歳以上の者）

実施状況

がんであった者は8人（X線：2人、内視鏡：6人）、うち早期がんは5人、進行がんは1人、深達度不明は2人であった。がん疑いは4人であった。

㊦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率（％）※
R2	38,986	3,174	9.4
R3	38,986	3,284	9.8
R4	38,986	3,191	9.6
R5	75,484	3,002	4.9
R6	75,560	2,828	4.7

※ 受診率の算出方法

$$\frac{\text{前年度の内視鏡受診者数} + \text{当年度の内視鏡受診者数} + \text{当年度のX線受診者数}}{\text{対象者数}} \times 100$$

㊦検診結果状況（X線検査）

年度	受診者数	異常なし	軽度異常		要精検	読影不能	消化管外病変
			2 a ※1	2 b ※1			
R2	2,645	1,070	474	951	125	25	0
R3	2,726	1,133	493	938	111	51	0
R4	2,534	1,094	438	852	97	52	1
R5	2,263	918	420	788	83	53	1
R6	2,105	895	390	720	74	26	0

※1 軽度異常：2 a（精密検査不要）、2 b（要経過観察）

㊦検診結果状況（内視鏡検査）

年度	受診者数	精検不要 (右記以外の者)	要精検	
			(再掲) 判定困難	
R2	529	434	95	21
R3	558	473	85	0
R4	657	556	101	0
R5	739	728	11	1
R6	723	621	102	0

㊦精密検査実施状況

年度	要精検者 ※2		精検受診者		結果 ※3					
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	胃がん(疑含む)	胃がん以外の悪性腫瘍	胃腺腫	悪性以外の疾患	胃以外の悪性病変
R2	220	6.9	169	76.8	37	6	2	0	118	1
R3	196	6.0	158	80.6	54	11	8	1	83	1
R4	198	6.2	177	89.4	68	9	3	0	92	5
R5	94	3.1	77	81.9	19	7	1	3	47	1
R6	176	6.2	162	92.0	59	12	2	3	83	3

※2 内視鏡検診の判定困難は要精検に含んでいる。

※3 1次検診がX線検査と内視鏡検査の選択式となっており、精検結果はその合計を表示している。

㊧年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R2				R3				R4			
		男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)
40～49	4,587	99	211	310	6.8	94	218	312	6.8	85	201	286	6.2
50～59	4,022	105	240	345	10.1	123	234	357	10.3	141	240	381	10.7
60～69	10,263	253	355	608	6.9	236	397	633	7.1	256	356	612	6.8
70～	20,114	1,016	895	1,911	11.2	1,036	946	1,982	11.7	1,026	886	1,912	11.6
計	38,986	1,473	1,701	3,174	9.4	1,489	1,795	3,284	9.8	1,508	1,683	3,191	9.6

年度 年齢	対象者数	R5				対象者数	R6			
		男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	16,114	76	167	243	1.5	15,506	64	138	202	1.3
50～59	17,352	139	222	361	2.5	17,809	139	228	367	2.5
60～69	13,775	253	352	605	5.1	13,696	224	317	541	4.8
70～	28,243	923	870	1,793	8.1	28,549	904	814	1,718	7.9
計	75,484	1,391	1,611	3,002	4.9	75,560	1,331	1,497	2,828	4.7

2) 子宮頸がん検診

対象

20歳以上の女性（2年に1回）

実施状況

令和4年度より、症状出現後の受診でも早期発見が可能であるという国の指針により、子宮体がん検診を廃止した。
がんであった者はいなかった。

⑦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率（％） ※2	一次検診結果※1												
				異常なし	頸部 ※3										体部	
					ベセスダ分類										疑陽性	陽性
					ASC-US	ASC-H	L-SIL	H-SIL	SCC	AGC	AIS	Adenoca	Other	判定不能		
R2	30,388	2,784	19.2	2,731	26	4	6	6	1	2	0	0	0	2	1	1
R3	30,388	2,512	17.4	2,462	19	6	11	4	1	2	0	2	0	0	0	1
R4	30,388	3,010	18.2	2,965	10	8	9	8	3	2	0	0	1	4		
R5	53,223	2,806	10.9	2,759	25	2	7	3	2	1	0	1	0	6		
R6	53,075	2,890	10.7	2,860	19	0	8	0	0	1	0	0	0	2		

※1 体部が疑陽性・陽性のものは、体部の結果を優先し記載している

※2 受診率の算出方法

$$\frac{\text{前年度受診者数} + \text{当年度受診者数} - \text{2年連続受診者数}}{\text{対象者数}} \times 100$$

※3 子宮頸部の判定分類について

ベセスダ分類は国際的基準となっており、クラス分類だけでなく細胞がどのような状態なのかを推定病変の分類法でより分かりやすく報告することができるものである。

ベセスダ分類	ASC-US		ASC-H		L-SIL	H-SIL			SCC	AGC	AIS	Adenoca	Other
日母分類	II	IIIa	IIIa	IIIb	IIIa	IIIa	IIIb	IV	V	III	IV	V	V

①無料クーポン券利用状況（対象者：年度内21歳になる者）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
対象者(人)	619	594	554	629	601
利用者(人)	43	31	28	29	39
利用率(%)	6.9	5.2	5.1	4.6	6.5

㊦精密検査実施状況

㊦－１．子宮頸部

年度	要精検者		精検受診者		結果								
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	又はがん疑い ※ ₁ 未確定	CIN3 または AIS	CIN2	CIN1	腺異形成	がん・異形成 以外の疾患	その他
R2	45	1.6	39	86.7	8	0	14	3	5	6	1	0	2
R3	45	1.8	40	88.9	10	※ ₂ 3	13	5	3	6	0	0	0
R4	45	1.5	31	68.9	3	※ ₂ 2	6	4	5	7	0	0	4
R5	41	1.5	35	85.4	5	3	5	2	6	12	0	0	1
R6	27	9.3	23	85.2	4	0	0	0	2	13	0	0	4

※₁ コルポ診未実施の者、またはコルポ・組織診にて異常を認めないが精密検査としてHPV検査や細胞診にて異常が検出された者を含む)

※₂ 子宮体がん1人含む

㊦－２．子宮体部

年度	要精検者		精検受診者		結果				
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	がん以外の 疾患	その他
R2	2	0.2	2	100.0	0	2	0	0	0
R3	1	0.1	1	100.0	0	1	0	0	0

㊦年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R2			R3			R4	
		頸部	体部 (再掲)	受診率 (%)	頸部	体部 (再掲)	受診率 (%)	頸部	受診率 (%)
20～29	2,503	269	11	20.5	171	9	17.6	305	18.9
30～39	3,032	565	84	37.3	353	46	30.3	617	32.0
40～49	3,277	689	303	44.2	650	293	39.7	701	41.2
50～59	2,981	522	242	37.6	565	289	37.9	554	37.5
60～69	6,571	352	99	12.0	378	117	11.5	417	12.1
70～	12,024	387	93	6.8	395	100	6.6	416	6.7
計	30,388	2,784	832	19.2	2,512	854	17.4	3,010	18.2

年度 年齢	対象者数	R5		対象者数	R6	
		頸部	受診率 (%)		頸部	受診率 (%)
20～29	6,122	267	9.3	6,034	287	9.1
30～39	6,281	486	17.6	6,180	532	16.5
40～49	8,286	625	16.0	7,943	594	15.3
50～59	8,966	590	12.8	9,176	632	13.3
60～69	7,376	396	11.0	7,317	438	11.4
70～	16,192	442	5.3	16,425	407	5.2
計	53,223	2,806	10.9	53,075	2,890	10.7

3) 乳がん検診

対象 40歳以上の女性（2年に1回）

実施状況 令和4年度より、国の指針にもとづき、50歳以上を1方向とした。
がんであった者は13人、がん疑いは5人であった。

㊦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)※1	結果	
				要精検	精検不要
R2	24,853	1,800	17.3	109	1,691
R3	24,853	2,181	15.9	133	2,048
R4	24,853	2,074	17.1	174	1,900
R5	40,820	2,160	10.3	169	1,991
R6	40,861	1,954	10.0	149	1,805

※1 受診率の算出方法

$$\frac{\text{前年度受診者数} + \text{当年度受診者数} - \text{2年連続受診者数}}{\text{対象者数}} \times 100$$

㊧無料クーポン券利用状況（対象者：年度内41歳になる者）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
対象者(人)	767	748	686	701	658
利用者(人)	103	162	134	129	104
利用率(%)	13.4	21.7	19.5	18.4	15.8

㊨精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結果				
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	乳腺症	その他
R2	109	6.1	103	94.5	33	5	4	28	33
R3	133	6.1	130	97.7	57	7	10	32	24
R4	174	8.4	151	86.8	56	9	10	39	37
R5	169	7.8	154	91.1	83	1	10	21	39
R6	149	7.6	121	81.2	41	13	5	27	35

㊩年齢別受診状況

年度 年齢	対象 者数	R2		R3		R4	
		人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
40～49	3,277	558	36.4	548	33.0	596	34.4
50～59	2,981	403	32.2	491	30.0	476	32.4
60～69	6,571	355	13.8	465	12.5	443	13.8
70～	12,024	484	10.4	677	9.7	559	10.3
計	24,853	1,800	17.3	2,181	15.9	2,074	17.1

年度 年齢	対象 者数	R5		対象 者数	R6	
		人数	(%)		人数	(%)
40～49	8,286	515	13.0	7,943	486	12.4
50～59	8,966	465	10.5	9,176	481	10.3
60～69	7,376	493	12.7	7,317	427	12.6
70～	16,192	687	7.7	16,425	560	7.6
計	40,820	2,160	10.3	40,861	1,954	10.0

4) 肺がん検診

対象 40歳以上の者

実施状況

「肺がん疑いで要精検」238人の内、がんであった者は4人、がん疑いは10人であった。また、「肺がん以外の疾患で要精検」180人の内、がんの発見は1人、がん疑いは3人であった。

⑦検診受診状況

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	結果			
				異常なし	要経観	要精検	
						肺がん以外	肺がん疑い
R2	38,986	8,397	21.5	5,432	2,623	150	192
R3	38,986	8,580	22.0	5,694	2,591	125	170
R4	38,986	8,362	21.4	5,461	2,544	168	189
R5	75,484	8,591	11.4	5,572	2,658	141	219
R6	75,560	8,695	11.5	5,573	2,704	180	238

※1 R6年度A判定（読影不能）1人あり

⑧精密検査実施状況（肺がん疑い）

年度	要精検者		精検受診者		結果			
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	その他
R2	192	2.3	170	88.5	59	6	15	※2 90
R3	170	2.0	149	87.6	54	3	9	83
R4	189	2.3	165	87.3	56	2	12	95
R5	219	2.6	196	89.5	79	5	20	67
R6	238	2.7	211	88.7	81	4	10	116

※2 うち3人は肺がん（他臓器からの転移）

⑨年齢別受診状況

年度 年齢	対象 者数	R2				R3				R4			
		男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)
40～49	4,587	181	325	506	11.0	182	348	530	11.6	156	346	502	10.9
50～59	4,022	219	443	662	16.5	229	428	657	16.3	261	463	724	18.0
60～69	10,263	599	1,008	1,607	15.7	568	1,041	1,609	15.7	570	978	1,548	15.1
70～	20,114	2,469	3,153	5,622	28.0	2,520	3,264	5,784	28.8	2,511	3,077	5,588	27.8
計	38,986	3,468	4,929	8,397	21.5	3,499	5,081	8,580	22.0	3,498	4,864	8,362	21.4

年度 年齢	対象 者数	R5				対象 者数	R6			
		男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	16,114	148	327	475	2.9	15,506	136	285	421	2.7
50～59	17,352	261	466	727	4.2	17,809	280	446	726	4.1
60～69	13,775	564	934	1,498	10.9	13,696	554	931	1,485	10.8
70～	28,243	2,521	3,370	5,891	20.9	28,549	2,626	3,437	6,063	21.2
計	75,484	3,494	5,097	8,591	11.4	75,560	3,596	5,099	8,695	11.5

5) 大腸がん検診

対象 40歳以上の者

実施状況 がんであった者は13人（早期がん6人、進行がん6人、進展度不明がん1人）、
がん疑いは5人であった。

㊦検診実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果		
				異常なし	判定Ⅱ	要精検(判定Ⅲ)
R2	38,986	7,994	20.5	7,151	159	684
R3	38,986	8,203	21.0	7,490	138	575
R4	38,986	7,989	20.5	7,203	137	649
R5	75,484	7,865	10.4	7,264	113	601
R6	75,560	7,885	10.4	7,158	115	612

㊧精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結果(延人数)					
	人数	率(%)	人数	率(%)	異常なし	がん	がん疑い	ポリープ [※]	大腸憩室	その他
R2	684	8.6	508	74.3	137	12	7	283	82	29
R3	575	7.0	436	75.8	112	31	3	246	53	47
R4	649	8.1	416	64.1	93	22	1	219	59	45
R5	601	7.6	432	71.9	91	21	7	260	46	79
R6	612	7.8	453	74.0	101	13	5	237	55	96

㊨年齢別受診状況

年度 年齢	対象者数	R2				R3				R4			
		男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)	男	女	計	率(%)
40～49	4,587	191	356	547	11.9	183	392	575	12.5	153	366	519	11.3
50～59	4,022	245	516	761	18.9	239	488	727	18.1	271	481	752	18.7
60～69	10,263	572	1,033	1,605	15.6	561	1,093	1,654	16.1	539	1,019	1,558	15.2
70～	20,114	2,241	2,840	5,081	25.3	2,313	2,934	5,247	26.1	2,314	2,846	5,160	25.7
計	38,986	3,249	4,745	7,994	20.5	3,296	4,907	8,203	21.0	3,277	4,712	7,989	20.5

年度 年齢	対象者数	R5				対象者数	R6			
		男	女	計	率(%)		男	女	計	率(%)
40～49	16,114	153	341	494	3.1	15,506	134	299	433	2.8
50～59	17,352	253	493	746	4.3	17,809	273	465	738	4.1
60～69	13,775	543	969	1,512	11.0	13,696	510	972	1,482	10.8
70～	28,243	2,214	2,899	5,113	18.1	28,549	2,294	2,938	5,232	18.3
計	75,484	3,163	4,702	7,865	10.4	75,560	3,211	4,674	7,885	10.4

(4) 歯周病検診

目的	歯周病は、成人期において未だに有病者率が高く、基礎疾患や生活習慣との関係が注目されていること等から歯周病検診を実施することにより、丈夫な歯は健康の源であることを認識し、虫歯・歯周病等の早期発見をするとともに“歯の健康”をチェックし、自己の生活習慣を見直すきっかけづくりとしている。
対象	年度内に20・30・40・50・60・70歳になる者 ※ 令和6年度以降、歯周病の患者が若年層でも増えていることを受け、厚生労働省は歯周疾患検診の対象に20歳・30歳を追加
実施期間	【20・30歳】 12月1日から2月末日 【40・50・60・70歳】 5月1日から2月末日
実施状況	【20・30歳】 希望者にのみ、受診券（ハガキ）を送付。 【40・50・60・70歳】 4月末に受診券（ハガキ）を全対象者に個人通知し、秋頃に未受診者全員に勧奨ハガキを送付している。

⑦検診実施状況

年度	対象者数 ※1	受診者数	受診率 (%)	結果		
				異常なし	要指導	要精検者
R2※2	中止	—	—	—	—	—
R3	12,937	1,119	8.6	63	252	804
R4	6,370	557	8.7	22	134	401
R5	6,249	522	8.4	23	119	380
R6	8,435	465	5.5	25	97	343

※1 対象者数：各年4月1日現在市年齢別人口表より

※2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため検診を中止。

令和2年度対象者は、令和3年度に実施した。

⑧年齢別結果（令和6年度）

年齢	対象者数	受診者数			異常なし			要指導			要精検		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20歳	1,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30歳	1,186	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	2	2
40歳	1,255	40	54	94	0	5	5	7	15	22	33	34	67
50歳	1,852	30	81	111	1	6	7	6	24	30	23	51	74
60歳	1,652	32	80	112	0	3	3	4	16	20	28	61	89
70歳	1,400	56	89	145	1	9	10	9	15	24	46	65	111
計	8,435	158	307	465	2	23	25	26	71	97	130	213	343

(5) 前立腺がん検診

目的 前立腺がんの早期発見、早期治療及び正しい知識の普及を図るため。

実施期間 5月1日から2月末日

対象 50歳以上の男性

実施状況

PSAが4以上の要精検者は231人中207人おり、そのうち121人が精密検査（治療中も含む）を受診している（PSA4以上の精検受診率58.5%）。

特定健康診査と同時に実施する方法と、単独で実施する方法で実施している。

⑦検診実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%) ※1	結果		
				異常なし	経過観察	精密検査
R2	12,823	2,664	20.8	2,478	0	186
R3	12,823	2,747	21.4	2,540	0	207
R4	12,823	2,859	22.3	2,632	0	227
R5	26,836	2,760	10.3	2,567	0	193
R6	27,136	2,857	10.5	2,626	0	231

※1 R2年～R4年の受診率は、市独自の推計値により算出

⑧精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結果（延人数）				
	人数	率(%)	人数	率(%)	前立腺がん			前立腺肥大症	前立腺炎
					異常なし	疑い	要治療		
R2	186	7.0	102	54.8	10	38	18	74	3
R3	207	7.5	135	65.2	10	48	24	100	2
R4	227	7.9	141	62.1	18	52	20	99	4
R5	193	7.0	113	58.5	20	33	23	69	2
R6	231	8.0	121	52.4	11	58	15	90	4

⑨年齢別受診状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
50～59	259	282	334	325	364
60～69	594	579	613	593	576
70～	1,811	1,886	1,912	1,842	1,917
計	2,664	2,747	2,859	2,760	2,857

(6) 結核検診

目的 結核を早期発見し、早期治療に繋げる。

実施期間 5月1日から2月末日

対象 40歳以上の者

実施状況 結核の発見はなかった。

⑦検診実施状況

年度	受診者数	結 果							
		異常なし	要再検	（陳旧性肺結核・Ⅳ型・Ⅴ型）	その他の所見	（心肥大治療不要）	（心肥大要医療）	要医療	要精検
R2	8,397	7,999	0	8	317	58	0	0	15
R3	8,580	8,236	0	10	287	42	0	0	5
R4	8,362	8,052	0	14	245	46	2	0	3
R5	8,591	8,258	4	9	268	52	0	0	4
R6	8,695	8,343	0	10	272	60	1	0	9

⑧精密検査実施状況

年度	要精検者		精検受診者		結 果						
	人数	率（％）	人数	率（％）	異常なし	結核	治癒型	安定非空洞型	陳旧性肺結核	手術跡	他の疾患
R2	15	0.18	10	80.0	2	0	0	0	0	0	8
R3	5	0.06	1	20.0	0	1	0	0	0	0	0
R4	3	0.04	2	66.7	2	0	0	0	0	0	0
R5	4	0.05	4	100.0	3	0	0	0	0	0	1
R6	9	0.10	7	77.8	0	0	0	0	0	0	7

⑨年齢別検診状況

年度	年齢	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計
R2		506	662	1,607	5,622	8,397
R3		530	657	1,609	5,784	8,580
R4		502	724	1,548	5,588	8,362
R5		475	727	1,498	5,891	8,591
R6		421	726	1,485	6,063	8,695

6. 訪問指導

目的	療養上、生活習慣病予防のための保健指導が必要と認められる者及びその家族に対して保健師等が訪問し、その健康に関する課題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能低下防止と健康の保持増進を図る。
実施期間	通年
対象	心身の状況、置かれている環境等に照らして療養上、生活習慣病予防のための保健指導が必要であると認められる40歳～64歳の者
実施状況	

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実人数	0	※1 1	0	0	1
延人数	0	2	0	0	1

※1 訪問者の年齢は39歳

7. 健康増進事業

(1) 啓発事業

1) タバコ

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野4. タバコにて「タバコを吸わない人を増やそう」を目標とし、喫煙者ができるだけ早い段階で禁煙に取り組むことができるよう、正しい知識の普及と禁煙に関する情報提供に努める、としている。

ア ポピュレーションアプローチ

目的 喫煙者を減らし、COPDを知っている人を増やし、受動喫煙の機会を減らす。

対象 檀原市民（特に青・壮年期）

実施期間 通年

実施内容 禁煙ポスター、受動喫煙ポスターの掲示
禁煙リーフレットの設置

イ 個別支援

目的 特定保健指導対象者で喫煙している者へ禁煙支援を行う。

対象 特定保健指導対象者のうち喫煙している者

実施期間 通年（令和4年度より開始）

実施内容 喫煙に関するリーフレット及びアンケートを送付

実施状況 ※R4年度は喫煙者全員、R5年度から65歳未満に配布

年度	配布（人）	アンケート回答数	回収率（%）
R4	57	10	17.5
R5	28	3	10.7
R6	55	2	3.6

2) 減塩

健康かしはら21（第3次）計画においては、「減塩に努める人を増やそう」を目標とし、市民ひとりひとりが自らの食生活に関心をもつと同時に「自然に健康になれる食環境づくり」に取り組む、としている。

ア ポピュレーションアプローチ

目的	橿原市は健診における血圧の有所見者の割合が壮年期で高い傾向にあり、高血圧と強い関連がある食塩摂取量を気にしている人の割合は32.6%となっている。特に60歳未満での意識が低い傾向にあり、働き盛りの世代を含め、高血圧を発症していない市民が減塩の知識を持ち、食事を選べる環境づくりに向け、市内小売施設との協働およびインターネットでの発信をすすめる。
対象	青壮年期（主な対象18歳～64歳）
実施期間	通年

実施状況

⑦市内各施設での減塩・野菜摂取啓発

年度	回数	アンケート 回答数
R2	2	—
R3	4	326
R4	5	278
R5	6	570
R6	6	565

⑧ヘルシーレシピ発信

年度	配布枚数 (紙)	ホームページ 公開レシピ数	ホームページ 閲覧数
R2	375	30	777
R3	1,648	38	1,280
R4	1,613	35	1,104
R5	1,526	15	1,173
R6	1,205	17	1,070

イ 個別支援

目的	生活改善意識が高まっている保健指導実施時に減塩の指導を強化することで、効率的な減塩指導を行い、高血圧の改善を推進する。
対象	特定保健指導利用者のうち、高血圧に該当するもので、塩分チェックシートでの減塩指導が有効と判断される者（当該年度特定健診結果が下記①②両方に当てはまる者） ①血圧：拡張期血圧140mmHg以上または収縮期血圧90mmHg以上 ②BMI：26未満
実施期間	通年（令和3年度より開始）

実施状況

年度	配布数（人）	改善した人の割合（%）
R3	12	—
R4	9	—
R5	6	78
R6	6	0

3）歯の健康

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野3. 歯の健康において、「健康な歯を保つ人を増やそう」を目標としており、歯の健康管理に関する意識の高揚を図る、としている。

目的	生活習慣病予備軍に対し、正しい口腔ケアの実践・定期的な歯科健診受診をうながすことにより、生活習慣病の悪化を防ぐため
対象	特定保健指導対象者で初回面談に来所した者のうち、定期的に歯科受診していなかったり、補助的清掃用具を使用していない者
実施期間	通年
実施内容	口腔ケアに関するチラシを配布する

実施状況

年度	配布（人）
R2	23
R3	61
R4	36
R5	41
R6	44

（２）働き世代への健康支援

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野8. 働き世代の健康支援において「働き世代の健康づくりを地域で支援しよう」を目標とし、働き世代が自らの健康づくりに取り組めるよう、啓発や環境づくり等の支援を行うとしている。

目的 現在の健康状態はこれまでの自らの生活習慣や社会環境等に影響を受けている可能性や次世代の健康にも影響を及ぼす可能性がある。
就労世代や育児を行う者は健康づくりに費やす時間が十分でないが、働き世代が自らの健康づくりを意識し、自然と取り組めるよう啓発を行い、環境づくりを支援していくことが、ライフコースアプローチの概念から大切と考え、働き世代の健康支援をすすめる。

実施期間 通年
対象 働き世代（主な対象18歳～64歳）

実施状況

⑦市内企業への健康づくり支援

	日時	参加者	内容
A社	1月27日	32名	減塩を中心とした健康づくりに関する健康教育
B社	2月22日	7名	生活習慣病予防を中心とした健康づくりに関する健康教育

⑧SNS等を活用した啓発

がん検診や歯周病検診の受診勧奨に関する動画配信を行った。
LINEやXにてイベントの周知や検診受診勧奨、啓発を行った。



⑨包括連携協定を結んでいる保険会社からの啓発

がん検診PRチラシ、婦人科検診チラシ、子宮頸がん予防チラシ
歯周病検診（20・30歳）チラシ等を営業活動中に配布

20歳・30歳の檀原市民の方へ
3か月間限定！

お得に歯周病検診が受けられます

対象者：令和6年度中に20歳・30歳にむく檀原市民
期間：令和6年12月1日～令和7年2月28日

①受診券を入手
②実施医療機関を予約
③受診

対象者の生年月日
平成16年4月1日～平成17年3月31日生
平成16年4月1日～平成17年3月31日生

【持ち物】
初回は5,000円
保険証（保険料を納付済）

婦人科検診
ののご案内

2年に1回 婦人科検診を受けましょう！

受診には検診券が必要です。

●乳がん検診とは
マンモグラフィー検査（乳房エックス線撮影）
対象：40歳以上の檀原市民の女性。
（2年に1回）
費用：2,800円。

●子宮頸がん検診とは
子宮頸部（子宮の入口付近）を軽くこすって細胞を採取し、顕微鏡で調べる検査。
対象：20歳以上の檀原市民の女性。
（2年に1回）
費用：2,000円。

～生涯に1度のチャンスです～
下記生年月日に当てはまる方には6月頃に無料クーポンを送付しています。
昭和28年4月5日生～昭和31年4月4日生
昭和32年4月5日生～昭和35年4月4日生
昭和36年4月5日生～昭和39年4月4日生
昭和40年4月5日生～昭和43年4月4日生
昭和44年4月5日生～昭和47年4月4日生
昭和48年4月5日生～昭和51年4月4日生
昭和52年4月5日生～昭和55年4月4日生
昭和56年4月5日生～昭和59年4月4日生
昭和60年4月5日生～昭和63年4月4日生
昭和64年4月5日生～昭和67年4月4日生
昭和68年4月5日生～昭和71年4月4日生
昭和72年4月5日生～昭和75年4月4日生
昭和76年4月5日生～昭和79年4月4日生
昭和80年4月5日生～昭和83年4月4日生
昭和84年4月5日生～昭和87年4月4日生
昭和88年4月5日生～昭和91年4月4日生
昭和92年4月5日生～昭和95年4月4日生
昭和96年4月5日生～昭和99年4月4日生
平成元年4月5日生～平成3年4月4日生
平成4年4月5日生～平成7年4月4日生
平成8年4月5日生～平成11年4月4日生
平成12年4月5日生～平成15年4月4日生
平成16年4月5日生～平成19年4月4日生
平成20年4月5日生～平成23年4月4日生
平成24年4月5日生～平成27年4月4日生
平成28年4月5日生～平成31年4月4日生
令和元年4月5日生～令和2年4月4日生
令和3年4月5日生～令和6年4月4日生

(3) 地区組織活動

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野7. 健康のための社会環境づくりにおいて、「地域ぐるみで健康づくりを支えよう」を目標とし、社会全体で市民一人ひとりの健康を支援する環境づくりを進める、としている。

目的 市民一人ひとりに「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を広めるとともに、正しい食生活や運動習慣・がん予防の普及浸透をはかり、地区住民の健康保持増進を積極的に推進する。

対象 40歳～64歳

実施期間 通年

1) 食生活改善推進事業

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野1. 栄養・食生活において、「適正体重を維持しよう」「減塩に努める人を増やそう」を目標とし、市民一人ひとりが自らの食生活に関心を持ち、健康な食生活を実現することができるよう取組む、としている。

ア 地区組織活動助成事業

食生活改善推進員（ヘルスリーダー）の地域活動を通して、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を広めるとともに、正しい食生活の普及浸透をはかり、地区住民の健康で文化的な食生活の維持発展に寄与することを目的とする。

(ア) 食生活改善推進員の要件

- ・ 檀原市が行う食生活改善普及推進員養成講座の所定の課程を修了したもので、食生活改善普及推進活動に意欲を持ち、その旨登録したものとする。

(イ) 活動の体制

- ・ 推進員は地区別によるグループ活動をする。
- ・ 推進員の自主活動の効果的实施に留意し、意思決定・計画設定・問題解決・内部調整など、必要に応じて理事会を行う。
- ・ 情報伝達の迅速徹底のため、地区別に連絡網を整備している。
- ・ 推進員と行政機関などの連絡調整のため、必要に応じて連絡会議を行う。

(ウ) 活動の内容

- ・ 健康づくりに対する知識の普及
健康の保持増進に必要な栄養などに関する知識の普及（公募伝達講習、レシピ「おうちでヘルシークッキング」作成・周知）。
- ・ 市と共同で行う活動
各種健診の目的、方法の伝達や啓発、協力（食生活改善推進員養成講座、減塩啓発・媒体作成）。
- ・ 食生活改善推進員の研修や仲間同士で行う活動
研修会や打合せ会等による知識の習得、実践を通して仲間づくり（会員伝達講習）。
- ・ 地域での自主活動

⑦活動状況

年度		R2	R3	R4	R5	R6
普及 及伝達 活動	テーマ	◎野菜を食べましょう ◎良い食生活をしましょう ◎食生活を変えて、生活習慣病を予防しましょう				
	実施回数(回)	0	0	2	2	2
	教室時の調理実習 参加市民数(人)	0	0	10	7	5
	延参加会員数(人)	0	0	39	13	12
伝達 講習会	実施回数(回)	0	0	0	2	4
	参加市民数(人)	0	0	0	20	43
	参加会員数(人)	0	0	0	9	19
研会 修員	実施回数(回)	19	40	20	25	28
	延参加会員数(人)	213	245	127	235	254
活広 動報	広報かしはら 掲載回数(回)	4	4	4	4	4
活啓 動発	実施回数(回)	—	3	4	3	4
	参加会員数(人)	—	3	10	6	11

⑧推進員数の推移

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
会 員 数	62	49	34	33	30

イ 食生活改善推進員養成講座事業

目的 食を中心とした生活習慣病予防と健康づくりについて学習し、市民の中にバランスのとれた食生活の習慣づくりを進める推進員の養成を行う。年間

実施状況 保健師・管理栄養士等のスタッフにより、毎年実施している。感染症拡大防止のため令和2～3年度は中止していたが、令和4年度より再開した。12回で9回以上の出席者に修了証書を授与している。

受講状況

(人)

年度	回数	延べ受講人数	1回当たり受講人数
R2	中止	—	—
R3	中止	—	—
R4	12	56	5
R5	12	54	5
R6	12	33	3

2) 運動普及推進事業

健康かしはら21（第3次）計画においては、取組分野2. 運動・身体活動において、「運動習慣がある人の割合の増加」を目標とし、運動のきっかけづくりと継続できるしくみづくりに取組む、としている。

ア 地区組織活動助成事業

運動普及推進員（ヘルスリーダー）の地域活動を通して、健康づくりのための運動を普及していくとともに、住民の日常生活の中へ運動習慣を取り入れられるよう実践活動を行い、地域住民の健康づくりを推進することを目的とする。

（ア）運動普及推進員の要件

- ・ 橿原市が行う運動普及推進員養成講座の所定の課程を修了したもので、運動普及推進活動に意欲を持ち、その旨登録したものとする。

（イ）活動の体制

- ・ 推進員は地区別によるグループ活動をする。
- ・ 推進員の自主活動の効果的实施に留意し、意思決定・計画設定・問題解決・内部調整など、必要に応じて理事会を行う。
- ・ 情報伝達の迅速徹底のため、地区別に連絡網を整備している。
- ・ 推進員と行政機関などの連絡調整のため、必要に応じて連絡会議を行う。

（ウ）活動の内容

- ・ 健康づくりに対する知識の普及
地域において、運動を中心とした健康づくりに関する知識の普及及び伝達（らくらくウォーキング、わくわくエクササイズ、ハイキング、ウォーキングマップ作成・周知）。
- ・ 市と共同で行う活動
各種健診の目的、方法の伝達や啓発、協力（運動普及推進員養成講座、今日からはじめるウォーキング講座）。
- ・ 運動普及推進員の研修や仲間同士で行う活動
研修会や打合せ会等による知識の習得、実践を通して仲間づくり（学習会）。
- ・ 地域での自主活動

⑦活動状況

年度		R2	R3	R4	R5	R6
普及 及伝達 活動	実施回数(回)	11	11	21	19	18
	参加市民数(人)	31	30	37	24	25
	延参加会員数(人)	152	103	132	162	138
伝達 講習会	実施回数(回)	4	7	10	13	13
	参加市民数(人)	52	71	101	88	151
	参加会員数(人)	22	57	100	124	142
会員 研修	実施回数(回)	1	3	3	4	19
	延参加会員数(人)	19	34	25	50	141
運動 指導	実施回数(回)	2	9	14	25	19
	参加市民数(人)	2	36	212	520	469

※R6より役員会を会員研修に加えています。

⑧推進員数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
会 員 数	47	34	23	27	22

イ 運動普及推進員養成講座事業

運動を中心とした生活習慣予防と健康づくりについて学習し、市民に運動習慣づくりを勧める推進員の養成を行う。

年間12回で9回以上の出席者に修了証書を授与している。

(ア) 実施状況

保健師・管理栄養士等のスタッフにより、毎年実施している。感染症拡大防止のため令和2～3年度は中止していたが、令和4年度より再開した。

受講状況

(人)

年度	回数	延べ受講人数	1回当たり受講人数
R2	中止	—	—
R3	中止	—	—
R4	12	87	7
R5	12	66	6
R6	12	68	6

3) がん予防推進事業

健康かしはら21（第3次）計画では、取組分野5.健康チェック にて「年1回、健康チェックを受けよう」を目標とし、市民一人ひとりが自らの健康維持・増進に関心をもち、健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、検診の必要性やメリットについての啓発を行う、としている。

ア がん予防推進員活動事業

目的 がん検診受診率の向上やがん予防に取り組む市民を増やす。

実施状況 がん予防推進員養成講座を修了し認定を受けた推進員が、がん検診の受診勧奨やがん予防に関する情報提供などのがん予防推進活動を実践している。

⑦活動状況

年度	活動内容	イベント参加者数	配布人数
R2	感染拡大防止のため活動中止	—	—
R3	ご友人や地域の方等へがん検診の受診勧奨チラシを配布	—	—
R4	ご友人や地域の方等へがん検診の受診勧奨チラシを配布	—	—
R5	ご友人や地域の方等へがん検診の受診勧奨チラシを配布	—	—
R6	がん検診の受診勧奨に関する啓発ポスター掲示 チラシ・冊子等の配布及び配置、啓発イベントの実施 (近鉄百貨店橿原店、市分庁舎屋内交流スペース)	21	395

④フォローアップ研修

年度	研修内容	参加者数
R2	自宅学習 ①「橿原市とがん予防推進員のがん検診受診状況比較」 ②今後の受診勧奨に向けてアンケート実施	—
R3	自宅学習 ①「病（医）院における感染対策とコロナ禍での安心・安全ながん検診 受診方法について」 ②昨年度のアンケートのフィードバック ③がん検診やがん治療についての体験談の募集	—
R4	オンラインセミナー 乳がん予防について（第一生命共催）	11※1
R5	①講話 「ウエルネスライフのすすめ 穏やかにくらすためのがん予防」 講師：天理大学看護学科 教授 山中政子 ②がん検診受診勧奨に向け、学習資料冊子配布、アンケート実施	8
R6	講座：テーマ「数字から見る橿原市のがんの現状」 グループワーク：今年度のフォローアップ研修内容および啓発活動の検討	9

※1 保健センターでの参加者数（オンライン参加環境が整わないため）

⑤推進員の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
会員数	65	58	52	48	38

IV 予 防 接 種 事 業

[予防接種事業]

1. 概要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与することを目的に、予防接種事業を実施している。

接種にあたっては、個人の体質等を理解したかかりつけ医が、普段の健康状態、当日の体調等を的確に把握した上で行う個別接種が推進されていることから、医療機関による個別実施で行っており、訪問、相談、健診時や、個別通知、学校などを通じたPRなど、さまざまな機会を通じ、接種勧奨を行い、安全で、効果的な接種に繋げている。

なお、かかりつけ医が市外である場合や、やむを得ない理由により、県外で接種する場合においても公費で受けられる制度を実施している。さらに、麻しん・風しん混合1期について、年齢を定めて任意予防接種の費用助成を行い、定期予防接種での接種機会を逃した者に対し、接種期間を確保している。

(乳幼児・児童生徒予防接種事業の経過)

平成 22 年 8 月 27 日	日本脳炎 1 期を接種していない平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの者は、9 歳以上 13 歳未満で接種可能となる。
平成 23 年 5 月 20 日	日本脳炎特例措置制度が変更され、平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者は 20 歳になる前日までの間、1 期、2 期のうち不足している回数分を接種できる。
平成 25 年 4 月 1 日	日本脳炎特例措置の対象者に平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれの者が追加される。
平成 25 年 6 月 14 日	子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨の見合わせ開始。
平成 26 年 10 月 1 日	水痘の定期予防接種開始。
平成 27 年 3 月 31 日	水痘の特例制度（3 歳～5 歳未満における 1 回目接種）終了。
平成 28 年 2 月	三種混合ワクチンの販売中止に伴い、三種混合の定期予防接種が廃止。
平成 28 年 10 月	B 型肝炎の定期予防接種開始。
平成 30 年 1 月 29 日	三種混合ワクチンの販売開始に伴い、三種混合の定期予防接種が再開。
令和 2 年 10 月	ロタウイルス感染症の定期予防接種開始（令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた者が対象）。
令和 3 年 11 月 26 日	子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開。
令和 4 年 4 月 1 日	子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種を開始。積極的勧奨を控えていた平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの女子（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に高校 2 年生相当以上の者）を対象とした 3 年間の時限的措置として実施。
令和 6 年 4 月 1 日	五種混合の定期予防接種開始。

2. 接種状況

(1) 定期予防接種

1) 乳幼児・児童生徒

(人)

種類	年度	R2	R3	R4	R5	R6
ロタウイルス感染症		664	1,750	1,588	1,457	1,470
ロタリックス	1回	344	792	693	648	673
ロタリックス	2回	282	777	702	646	663
ロタテック	1回	17	62	61	53	43
ロタテック	2回	13	59	65	55	42
ロタテック	3回	8	60	67	55	49
ヒブワクチン		3,330	3,325	3,125	2,887	824
1期初回	1回目	803	864	766	713	2
	2回目	823	849	780	712	63
	3回目	831	829	780	730	118
1期追加		873	783	799	732	641
小児肺炎球菌ワクチン		3,268	3,328	3,120	2,885	2,844
1期初回	1回目	802	866	767	711	721
	2回目	805	849	780	710	718
	3回目	809	829	778	728	703
1期追加		852	784	795	736	702
B型肝炎		2,427	2,496	2,296	2,131	2,160
	1回目	801	863	763	714	719
	2回目	808	846	779	712	715
	3回目	818	787	754	705	726
B C G		818	821	781	738	714
不活化ポリオ		0	0	0	1	2
1期初回	1回目	0	0	0	1	0
	2回目	0	0	0	0	1
	3回目	0	0	0	0	1
1期追加		0	0	0	0	0
四種混合		3,370	3,293	3,091	3,122	935
1期初回	1回目	812	846	782	774	4
	2回目	811	836	779	782	66
	3回目	805	833	784	808	124
1期追加		942	778	746	758	741
五種混合						2,003
1期初回	1回目					719
	2回目					652
	3回目					585
1期追加						47
二種混合2期		940	816	882	876	820
麻しん・風しん混合		1,775	1,637	1,692	1,575	1,546
1期		855	766	795	752	715
2期		920	871	897	823	831
水痘		1,742	1,538	1,496	1,460	1,397
	1回目	853	773	794	750	708
	2回目	889	765	702	710	689
子宮頸がんワクチン		65	283	1,202	1,156	3,269
	1回目	27	116	445 (◆225)	468 (◆247)	1,370 (◆994)
	2回目	21	101	420 (◆214)	365 (◆209)	1,095 (◆797)
	3回目	17	66	337 (◆175)	323 (◆222)	804 (◆678)
日本脳炎		3,769	2,346	4,184	3,302	3,136
1期初回1回目(特例)		879 (★43)	825 (★36)	877 (★21)	751 (★5)	754 (★13)
1期初回2回目(特例)		924 (★57)	771 (★36)	858 (★22)	754 (★6)	744 (★14)
1期追加(特例)		910 (★87)	322 (★49)	1,153 (★42)	806 (★25)	733 (★20)
2期(特例)		1,056 (★158)	428 (★85)	1,296 (★119)	991 (★57)	905 (★37)

★特例(1期は7歳半以上、2期は13歳以上)の再掲。

◆キャッチアップ接種の再掲。

長期療養児または新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長件数

年度	種類	主な内容
R2	長期療養児	B型肝炎3回目2件、MR1期1件実施。
	コロナ	B型肝炎3回目3件、水痘2回目1件、二種混合2件、日本脳炎特例(2回目・追加・2期)各1件実施。
R3	長期療養児	B型肝炎2回目1件、B型肝炎3回目1件、MR1期1件実施。
	コロナ	水痘2回目1件、二種混合1件実施。
R4	長期療養児	日本脳炎追加1件、日本脳炎2期1件、二種混合1件実施。
	コロナ	B型肝炎3回目2件、水痘2回目1件、日本脳炎追加1件、二種混合2件実施。
R5	長期療養児	B型肝炎3回目2件、MR1期1件、日本脳炎1期2回目1件、日本脳炎2期2件、二種混合2件実施。
	コロナ	二種混合1件実施。
R6	長期療養児	B型肝炎3回目2件、水痘2回目1件実施。

2) 風しん第5期

目的	風しん流行による先天性風しん症候群の発生を防ぐ。
対象	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
実施期間	令和元年7月1日から令和7年3月31日（令和4年3月31日から3年間延長）
実施状況	- 対象の男性に対し、全国無料で予防接種法に基づく定期接種を実施。 - ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査をし、陰性の者に対してワクチンの接種を実施。 - 市のクーポン券の準備期間（令和元年4月から6月まで）に実費負担で抗体検査もしくは予防接種を実施した場合の償還払い制度を開始。 - 全国統一様式で実施し、国保連合会を経由して市に請求がくる。

(ア) 風しん抗体検査

(人)

年度	R2			R3			R4		
	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計
市内	192	637	829	239	802	1041	43	122	165
市外	42	141	183	31	59	90	15	46	61
県外	83	230	313	13	67	80	4	24	28
合計	317	1,008	1,325	283	928	1,211	62	192	254
率	24%	76%	100%	23%	77%	100%	24%	76%	100%

(人)

年度	R5			R6		
	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計
市内	10	70	80	26	111	137
市外	23	15	38	7	9	16
県外	1	4	5	1	5	6
合計	34	89	123	34	125	159
率	28%	72%	100%	21%	79%	100%

(イ) 風しん予防接種（MRワクチン）

(人)

年度	R2		R3		R4	
	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数
市内	219	1	253	0	53	0
市外	24	0	20	0	7	0
県外	3	0	5	0	1	0
合計	246	1	278	0	61	0

(人)

年度	R5		R6	
	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数
市内	29	0	25	0
市外	4	0	0	0
県外	0	0	0	0
合計	33	0	25	0

(ウ) 風しん予防接種（風しん単独ワクチン）

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
接種者数	6	4	0	2	3

3) 高齢者

- 目的 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資すること。
- 対象
- ・ 高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症
 - (ア) 接種時年齢65歳以上の者
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器機能に日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをする者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者
 - ・ 高齢者肺炎球菌感染症
 - (ア) 接種時年齢65歳の者（令和6年度より）
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器機能に日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをする者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者
 - (ウ) 上記（ア）（イ）の者で、過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンにて肺炎球菌の予防接種を接種したことのない者
- 実施期間
- ・ 高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症：毎年度の10月1日から1月31日（令和6年度のみ10月1日から3月31日）
 - ・ 高齢者肺炎球菌感染症：通年

実施状況 (人)

種類	年度	R2	R3	R4※1	R5※2	R6
高齢者インフルエンザ		22,168	19,258	19,565	18,798	17,472
高齢者新型コロナウイルス感染症						6,981
高齢者肺炎球菌感染症		1,174	1,153	1,009	1,083	416

※1 新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長を、高齢者肺炎球菌感染症2件実施

※2 長期療養による期限延長で、高齢者肺炎球菌感染症1件実施

(2) 任意予防接種

1) 麻しん・風しん混合予防接種

- 目的 麻しん及び風しんの蔓延を予防する。
- 対象 麻しん・風しん混合ワクチン1期を対象年齢内に接種できなかった、生後24月から36月未満の者
- 実施期間 通年
- 実施状況 令和4年度、令和5年度、令和6年度は申請なし。 (延人数)

種類	年度	R2	R3	R4	R5	R6
麻しん・風しん混合ワクチン1期を対象年齢内に接種できなかった、生後24月から36月未満の者		1	2	0	0	0

2) 子宮頸がんワクチン任意接種償還払い

- 目的 子宮頸がんを予防する。
- 対象 子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんワクチンの任意接種を受けた者
- 申請期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日

実施状況 (人)

種類	年度	R5	R6
申請人数（接種回数）		4 (12)	5 (13)

3. 予防接種健康被害救済制度

- 目的 予防接種を受けて健康被害が生じた場合に金銭的な補助をする。
- 対象 樫原市に住所を有している間に予防接種法第2条に規定する定期の予防接種等を受けた者のうち、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した者
- 実施期間 通年
- 実施状況 令和3年度以降分はすべて新型コロナウイルス感染症予防接種での申請。

予防接種健康被害調査委員会 開催状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	0	2	2	2	1
審議件数	0	3	5	4	2

予防接種健康被害認定状況

(件)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
進達件数		0	2	6	3	4
進達結果	認定	0	0	2※	3	8
	否認定	0	0	0	0	0
未承認件数（累積）		0	2	6	6	2

※令和4年度に認定された1件は調査委員会開催なしで進達（アナフィラキシー）

V 救 急 医 療 事 業

[救急医療事業]

1. 概要

橿原市の救急医療体制は、急病人が出た時はまずかかりつけの医療機関を受診し、医療機関が休みの場合は、初期医療（一次救急）機関である休日夜間応急診療所を受診してもらう。症状により二次救急輪番病院（内科系・外科系）へ紹介し、さらに重症の場合には三次救急病院として県立医科大学附属病院の各診療科や、高度救命救急センター等を紹介する体制となっている。

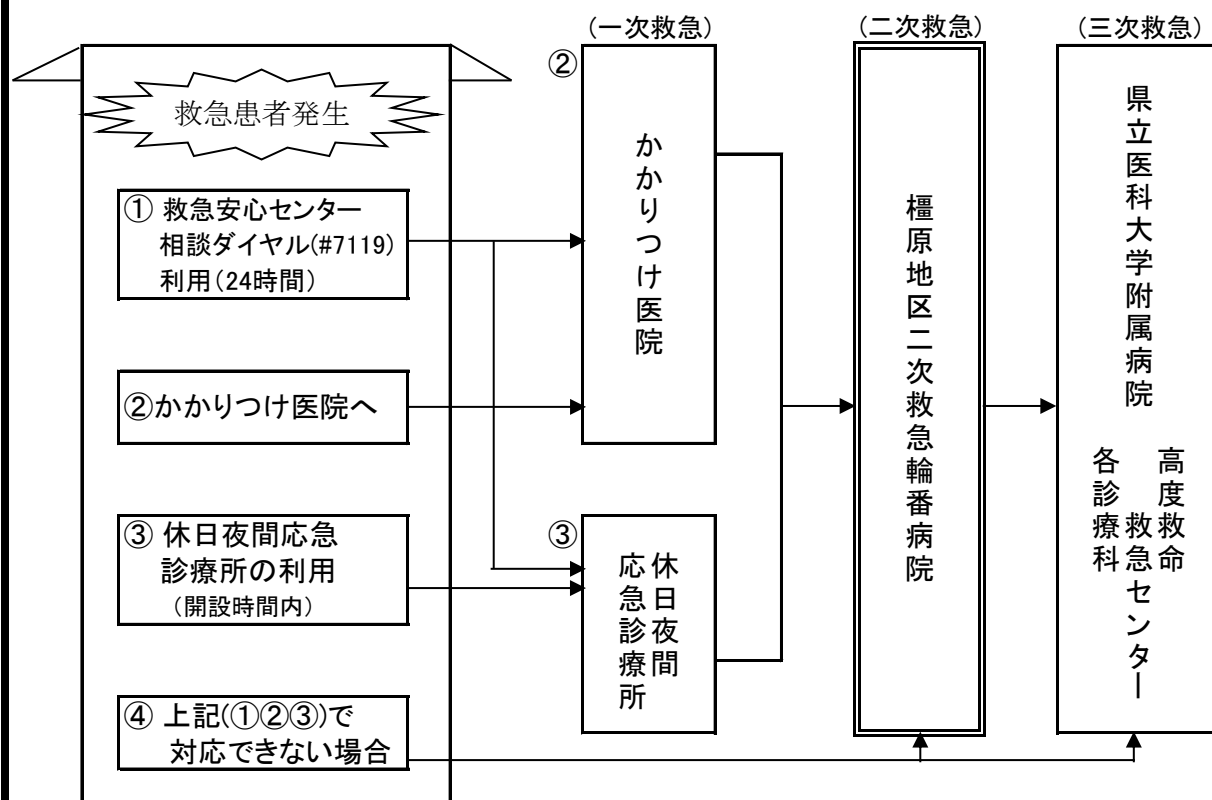
また、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対して、診療所内をゾーニングし、消毒等の感染対策を行った上で、感染が疑われる発熱者の検査及び診療を実施している。

なお、奈良県で実施している救急医療関連の事業としては、奈良県救急安心センター相談ダイヤル・こども救急電話相談があり、かかりつけ医療機関が休みの場合に、急な病気で救急車を呼んだ方が良いか、受診した方が良いか、応急手当の仕方がわからない、かかりつけ医療機関以外で受診できる医療機関はないかなど、安心して電話相談が出来る体制が整っている。これらの事業をより多くの市民に周知し、今後も様々な手段で医療の適正利用について啓発していく。

本市の救急医療体制は、橿原地区医師会・橿原高市地区歯科医師会・橿原市薬剤師会の理解と協力のもと実施しており、県下でも非常に充実した体制となっている。また医師の働き方改革への対応のため、令和6年7月1日から小児深夜診療については宿直体制を整え、運営している。

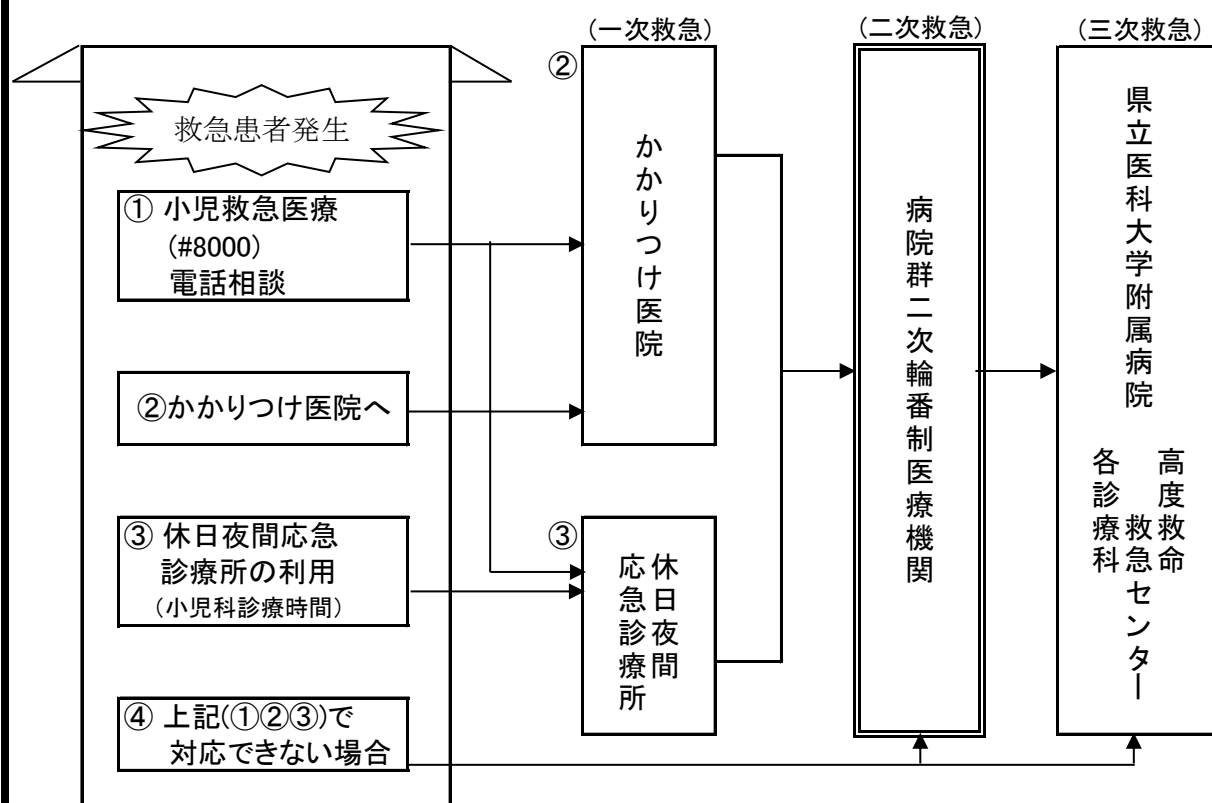
今後も安定的に一次救急体制を維持していくとともに、適正医療についてより一層市民に周知することにより、市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めていく。

《榎原市における救急医療体制(図①)》



◎生命が危険な状態、または直ちに処置が必要な重症の場合は119救急隊へ

《小児科で緊急を要する時の体制(図②)》



◎生命が危険な状態、または直ちに処置が必要な重症の場合は119救急隊へ

(1) 休日夜間応急診療所

①医療体制

種 類	診 療 日	診療科目	診 療 時 間 【受付時間：診療開始・終了の30分前】
休日診療	日曜・祝日 8月15日 12月29日～1月3日	内 科	(午前)10時～12時 (午後)13時～21時30分
		小児科	
		歯 科	(午前)10時～12時 (午後)13時～16時 ※1
夜間診療	毎日	内 科	21時30分～24時
		小児科	21時30分～翌朝6時

※1 令和5年10月1日から、歯科診療の午後の診療終了時間を21時から16時に短縮

②利用状況

(人)

年度	区分	診療 日数	内 科		小児科		外 科				合 計	地区 外者数	転送 数
			男	女	男	女	大人		小児				
							男	女	男	女			
R2	休日	73	353	377	423	329	0	0	2	0	1,484	562	54
	夜間	365	248	267	424	309	1	0	0	0	1,249	714	59
	深夜	365	2	2	227	189	0	0	0	0	420	294	16
	計		603	646	1,074	827	1	0	2	0	3,153	1,570	129
R3	休日	72	526	560	806	634	1	4	1	1	2,533	1,079	44
	夜間	365	286	339	574	481	4	1	1	3	1,689	1,032	46
	深夜	365	1	1	344	309	0	0	0	0	655	461	19
	計		813	900	1,724	1,424	5	5	2	4	4,877	2,572	109
R4	休日	73	1,075	1,095	1,221	970	2	0	1	0	4,364	1,722	30
	夜間	365	457	456	745	600	0	1	1	0	2,260	1,384	42
	深夜	365	5	5	470	390	0	0	0	0	870	622	28
	計		1,537	1,556	2,436	1,960	2	1	2	0	7,494	3,728	100
R5	休日	74	1,438	1,402	1,363	1,125	4	3	0	1	5,336	1,778	63
	夜間	366	911	868	1,045	906	0	2	2	3	3,737	2,208	76
	深夜	366	4	5	610	514	0	0	1	0	1,134	815	34
	計		2,353	2,275	3,018	2,545	4	5	3	4	10,207	4,801	173
R6	休日	73	1,578	1,571	1,217	1,037	2	5	1	3	5,414	1,836	77
	夜間	365	855	885	860	741	3	0	1	2	3,347	1,916	73
	深夜	365	2	4	471	351	0	0	0	0	828	589	28
	計		2,435	2,460	2,548	2,129	5	5	2	5	9,589	4,341	178

③診療科目別利用状況

(人)

年度	区分	受診者数	内科	率(%)	小児科	率(%)	外科	率(%)
R2	休日	1,484	730	49.2	752	50.7	2	0.1
	夜間	1,249	515	41.2	733	58.7	1	0.1
	深夜	420	4	1.0	416	99.0	0	0.0
R3	休日	2,533	1,086	42.9	1,440	56.8	7	0.3
	夜間	1,689	625	37.0	1,055	62.5	9	0.5
	深夜	655	2	0.3	653	99.7	0	0.0
R4	休日	4,364	2,170	49.7	2,191	50.2	3	0.1
	夜間	2,260	913	40.4	1,345	59.5	2	0.1
	深夜	870	10	1.1	860	98.9	0	0.0
R5	休日	5,336	2,840	53.2	2,488	46.6	8	0.2
	夜間	3,737	1,779	47.6	1,951	52.2	7	0.2
	深夜	1,134	9	0.8	1,124	99.1	1	0.1
R6	休日	5,414	3,149	58.2	2,254	41.6	11	0.2
	夜間	3,347	1,740	52.0	1,601	47.8	6	0.2
	深夜	828	6	0.7	822	99.3	0	0.0

④歯科診療利用状況

(人)

年度	診療日数	大人		小人		合計	地区外 受診者数
		男	女	男	女		
R2	73	130	124	26	25	305	145
R3	72	137	115	33	27	312	159
R4	73	111	110	20	21	262	133
R5	74	80	85	17	14	196	80
R6	73	91	86	8	10	195	77

2. 病院群輪番制方式による二次救急医療

①医療体制

参加病院	救急患者受け入れ時間	診療科目
平成記念病院 平尾病院 大和橿原病院 中井記念病院 吉本整形外科・外科病院	<平日> 午後6時～翌日午前8時 <土曜日> 午後1時～翌日午前8時 <日曜日・祝日・12月29日～1月3日> 午前8時～翌日午前8時	内科系
		外科系

※小児科は奈良県の小児科病院輪番体制（2次救急）病院へ紹介

②利用状況

種別		年度	R2	R3	R4	R5	R6
受診者数	男		2,317	2,265	2,577	2,421	2,304
	女		2,304	2,278	2,912	2,450	2,410
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714
診療科目	内科系		2,157	2,464	3,062	2,496	2,426
	外科系		2,461	2,076	2,422	2,372	2,288
	その他		3	3	5	3	0
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714
患者の住所	橿原市		2,652	2,503	2,885	2,620	2,603
	高取町		131	138	137	149	118
	明日香村		119	135	127	130	135
	その他		1,719	1,767	2,340	1,972	1,858
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714
患者の経過	帰宅		3,672	3,701	4,625	3,873	3,667
	経過観察入院		525	457	415	554	557
	1週間以上の入院		345	311	364	380	409
	転送		63	50	69	47	60
	到着時死亡		8	15	7	7	12
	到着後まもなく死亡		6	8	7	9	7
	その他		2	1	2	1	2
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714

種別		年度	R2	R3	R4	R5	R6
診療時間	8時～18時		2,024	1,953	2,249	2,040	1,895
	18時～24時		1,975	1,855	2,061	2,135	2,058
	0時～8時		622	735	1,179	696	761
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714
受診方法	救急車		1,452	1,366	1,683	1,858	1,897
	タクシー		86	74	63	52	63
	自家用車		3,014	3,024	3,598	2,893	2,692
	その他		69	79	145	68	62
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714
発生原因	疾患		2,587	2,839	3,525	2,981	2,854
	交通事故		225	185	177	226	177
	外傷		1,785	1,450	1,746	1,644	1,670
	その他		24	69	41	20	13
	計		4,621	4,543	5,489	4,871	4,714

VI その他の事業

1. 経済的支援・各種助成等事業

(1) 一般不妊治療費助成金交付事業

目的 一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 以下のア～エのすべてに該当する方

ア. 助成を受けようとする治療を受けた日から申請日までの期間を通して、夫婦のいずれか一方または両方が檀原市民（檀原市に住民票がある）

イ. 檀原市の住民基本台帳に登録されている夫婦（婚姻の届け出をしていないが事実上同様の関係にある者を含む）であること

ウ. 夫婦の両方が医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者である

エ. 夫婦の両方が市税を滞納していない

実施期間 助成金の対象の一般不妊治療が最初に行われた年度から起算して5年度

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R2	59	37 ^{※1}	96
R3	76	66 ^{※2}	142
R4	98	31	129
R5	104	40	144
R6	95	40	135

※1 令和2年度治療分より、各年度の助成額の上限を5万から10万へ増額した

※2 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった

(2) 不育治療費助成金交付事業

目的 不育治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図り、少子化対策の推進に寄与する。

対象 上記、一般不妊治療費助成金交付事業と同様の条件

実施期間 助成金の対象の不育治療が最初に行われた年度から起算して5年度

実施状況 (延人数)

年度	前年度治療分	当年度治療分	申請数合計
R2	3	1	4
R3	1	1 [※]	2
R4	4	0	4
R5	3	1	4
R6	3	2	5

※ 令和3年度治療分より、所得制限の撤廃、事実婚関係にある夫婦も対象として含むことになった

(3) 妊娠判定受診料補助

目的 経済的負担による産科未受診を防止し、妊婦健診未受診妊婦の解消に繋げる。

対象 当該年度の市民税が非課税である世帯または生活保護受給世帯に属する女性

実施回数 1年度につき2回まで

実施状況 (延人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	2	2	1	1	0

(4) 多胎妊婦健康診査費用助成

目的 妊婦健康診査の受診回数が通常より多く実施される場合がある多胎妊婦への経済的支援を行い、負担の軽減を図る。

対象 多胎妊婦で、妊婦健康診査補助券綴りの基本券（14回分）を使い終わった方

実施回数 妊婦1人につき受診（健診）5回分まで

助成金額 1回の受診（健診）につき上限5,000円

実施状況 (人)

年度	R4	R5	R6
申請者数	0	2	1

(参考) 妊娠届出時の多胎妊婦件数：令和4年度14人、令和5年度9人、令和6年度8人

(5) 新生児聴覚検査費用助成

目的 聴覚検査の普及啓発、新生児の聴覚障がい早期発見及び早期支援。

対象 当該聴覚検査を受けた新生児の保護者であり、検査日に新生児が檀原市民である者

実施回数 自動ABRまたはOAEによる検査のいずれか初回1回分

助成金額 自動ABR：上限4,000円

OAE：上限1,500円

実施状況 (人)

年度		R5			R6		
区分		県内	県外	合計	県内	県外	合計
申請者数		497	80	577	616	38	654
検査 内訳	ABR	473	71	544	603	35	638
	OAE	24	9	33	13	3	16

(6) 出産・子育て応援給付金

目的 妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等により出産・子育てに必要な切れ目のない支援につなぐ「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施。

対象 出産応援給付金：妊娠届出時に面談を受けられた妊婦（他市町村で同様の支給を受けていない方。申請は妊娠中のみ可）
子育て応援給付金：新生児訪問等の訪問時の面談を受けられた児の養育者（他市町村で同様の支給を受けていない方。申請は出生後4か月まで、やむを得ない事情により出生後4か月までに申請ができなかった場合は規定に準ずる）

実施期間 通年

給付金額 出産応援給付金：妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金：児1人につき5万円

実施状況 (人)

年度	申請者数	
	出産応援給付金	子育て応援給付金
R4 ※	347	253
R5	1,544	1,092
R6	783	750

※ 令和4年度は2月から事業は開始しているが、遡及支給対象者として、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦と令和4年4月1日以降に出生した児の養育者に支給

(7) 骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄や末梢血幹細胞を提供した者（ドナー）及びドナーを雇用している市内の事業所に助成することにより、金銭的な負担を軽減し、骨髄等の移植を推進する。

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
ドナー本人	補助人数（人）	1	1	2	0	1
	補助金額（千円）	140	140	280	0	140
ドナーを雇用する 市内の事業所	補助件数（件）	0	0	0	0	0
	補助金額（千円）	0	0	0	0	0
補助人数・件数 計		1	1	2	0	1
補助金額（千円） 計		140	140	280	0	140

(8) がん患者ウィッグ及び乳房補正具購入費の助成事業

がんの治療に伴う外見の変化を受けて、医療用ウィッグ又は乳房補正具を使用するがん患者さんへ補正具の購入費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。

年度 区分		R5	R6
ウィッグ	補助人数（人）	32	44
	補助金額（千円）	640	874.6
乳房補正具	補助件数（件）	5	10
	補助金額（千円）	95	197.5
補助人数・件数 計		37	54
補助金額（千円） 計		735	1,072.1

2. 自殺対策

目的 「自殺対策基本法」では自殺総合対策大綱（以下、大綱）および地域の実情を勘案しつつ、地域自殺対策計画を策定することとされている。

橿原市では「橿原市総合計画」を上位計画とし「橿原市健康かしはら21計画」など関連する市の他の計画と調和を図り、2020年に橿原市自殺対策計画を策定、5年後の2025年3月には橿原市自殺対策計画後期計画を策定し、自殺予防対策に取り組む。

実施期間 通年

対象 全年齢

実施状況

1) 会議の開催

自殺対策連絡協議会 1回/年

自殺対策庁内連絡会 2回/年

2) 相談窓口一覧のチラシ作成

年度初めに関係機関に配布 1,200枚作成

3) こころの体温計

相談窓口一覧、橿原市ホームページに掲載 (件)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
アクセス数累計	19,994	12,804	17,588	16,874	15,322

4) ゲートキーパー研修 (人)

年度	R5	R6
職員研修e-ラーニング	428	551
関係団体向け研修	31	45
民生児童委員10地区	実施なし	232

5) パネル、ポスターの掲示、広報等

差別をなくす強調月間 (7月)

自殺予防週間 (9月10日～9月16日)

自殺予防月間 (3月)

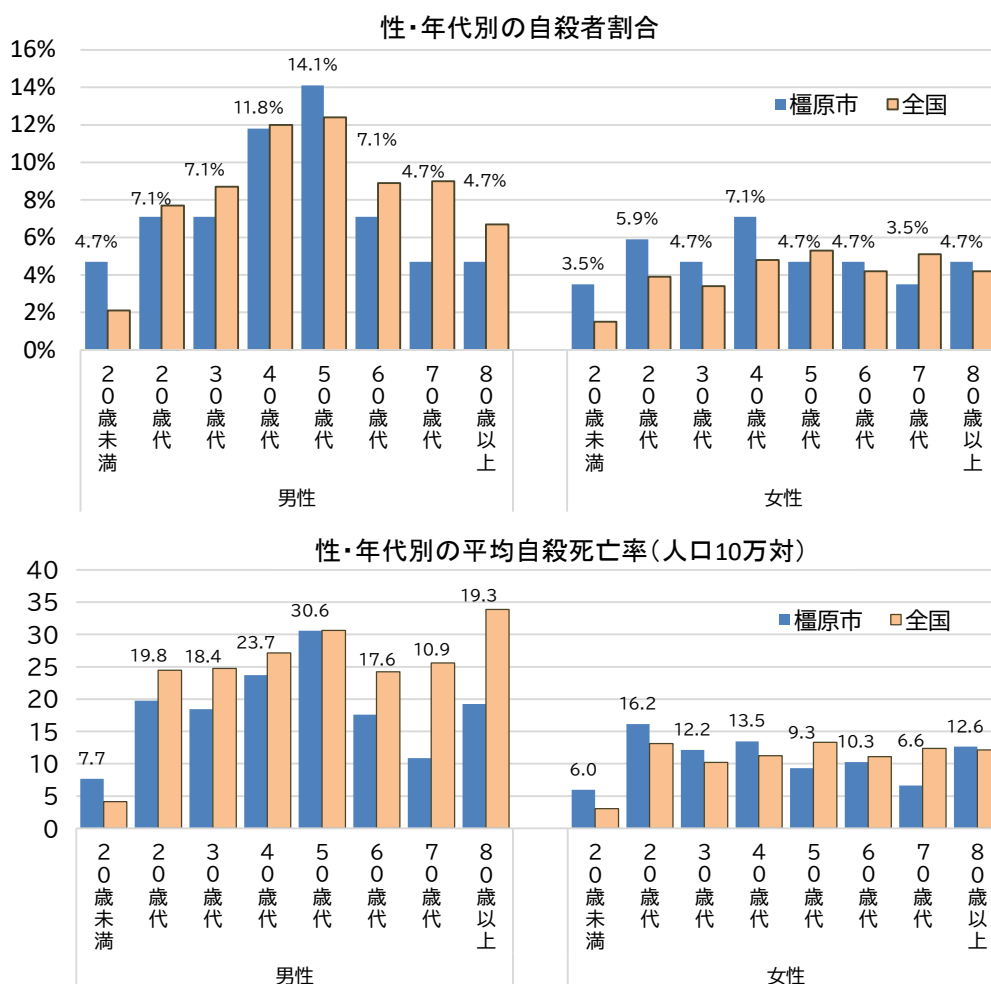
6) 樫原市の現状

本市の過去5年間の自殺者数の合計は85人だった。内訳は男性52人、女性33人であり、男性の自殺者は女性に比べ多くなっている。

20歳未満の自殺者割合は、男女ともに全国と比較して高い。

20歳以上では、女性20歳代・30歳代・40歳代・80歳以上において、自殺者割合と平均自殺死亡率が共に高くなっている。

性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率 2019～2023年(人口10万対)



上記の内容をふまえ、樫原市自殺対策計画後期計画において、重点施策として「子育て期対策」「女性対策」をあげている。

自殺未遂歴の有無別自殺者数 (2019～2023年合計)

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	24	28.2%	19.5%
なし	50	58.8%	62.9%
不詳	11	12.9%	17.6%
合計	85	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データをJSCPにて個別集計

自殺者のうち、過去に自殺未遂をしたことがある人の割合は28.2%であり、計画策定時や最新のプロフィールにおいても全国（19.5%）や県（22.5%）より高い割合となっている。

VII 資 料

1. 健康づくり体系図

(1) 妊娠前から就学前

令和6年4月現在

項目		妊娠前	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
健康 診 査	妊婦一般健康診査								
	妊婦歯科健康診査								
	3か月児健康診査								
	10か月児健康診査								
	1歳6か月児健康診査								
	3歳6か月児健康診査								
教 室	両親学級								
	離乳食教室								
相 談	妊娠届								
	母子健康手帳交付								
	妊娠8か月時アンケート								
	産後1か月時電話相談								
	すこやか子ども相談								
	6～7か月児健康相談								
	歯っぴー相談								
訪 問	妊産婦・新生児訪問								
	乳幼児訪問								
	未熟児養育訪問								
	こんにちは赤ちゃん訪問								
子 育 て 支 援	ママヘルプサービス								
	子育て世帯訪問支援事業								
	産後ケア事業								
経 済 的 支 援 ・ 助 成	一般不妊治療費助成								
	不育治療費助成								
	妊娠判定受診料補助								
	多胎妊婦健康診査費用助成								
	新生児聴覚検査費用助成								
	出産応援給付金								
	子育て応援給付金								

(2) 20歳以降

令和6年4月現在

項目		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上
健 (検) 診	生活習慣病健診						
	胃がん(X線検査)、大腸がん、肺がん・結核						
	乳がん検診(女性のみ)						
	胃がん(内視鏡検査)						
	子宮頸がん検診(女性のみ)						
	前立腺がん検診(男性のみ)						
	肝炎検査						
	歯周疾患健診(20・30・40・50・60・70歳)						
教室	今日からはじめるウォーキング講座						
相談	特定保健指導						
	健康相談(健康・栄養・糖尿病予防)						
訪問	生活習慣病予防の訪問						
その他	健康手帳交付						
	働き世代への健康支援						
	食生活改善推進員養成講座						
	〃 伝達講習(調理実習)						
	運動普及推進員養成講座						
	〃 伝達講習						
	(ウォーキング・わくわくエクササイズ等)						
	風しんの追加的対策(抗体検査・予防接種)						
	定期予防接種(高齢者肺炎球菌感染症)						
	定期予防接種(高齢者インフルエンザ)						
	定期予防接種(高齢者新型コロナ感染症)						

2. 樫原市第2期子ども・子育て支援事業計画における母子保健に関する 評価指標と目標

(1) 妊娠・出産の安全性の確保に関する評価指標と目標

評価指標	目標 (令和6年度)	平成30年度 (計画策定時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
妊娠中に喫煙する人の割合	2.2%	5.1%	3.3%	3.7%	1.9%	3.0%	2.6%
早期(満11週以下)の妊娠届出率	100%	95.6%	97.8%	97.5%	97.7%	97.9%	97.4%
母子手帳交付時の専門職面接率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 子どもが健やかに育つための環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標		目標 (令和6年度)	平成30年度 (計画策定時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合 (状況確認率)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
3か月児健康診査の受診率		99.0%	98.6%	96.9%	99.1%	98.1%	97.4%	96.8%
幼児健康診査（1歳6か月児健康診査）の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合 (状況確認率)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合		86.7%	83.0%	86.7%	90.0%	89.8%	89.3%	89.2%
かかりつけ医を持つ割合	小児科医	就学前児童保護者 95.0%	91.9%	88.2%	88.9%	89.3%	90.0%	88.6%
	歯科医	3歳6か月児健診受診児 55.0%	52.8%	44.6%	45.3%	46.6%	48.6%	46.6%
休日夜間応急診療所を知っている人の割合		就学前児童保護者 100%	95.4%	94.2%	94.1%	94.1%	94.9%	94.3%
事故防止対策を実施している家庭の割合		就学前児童保護者 100%	54.9%	88.8% (3か月児健診受診児)	89.7% (3か月児健診受診児)	90.8% (3か月児健診受診児)	93.0% (3か月児健診受診児)	92.2% (3か月児健診受診児)

(3) 楽しく子育てができる環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標	目標 (令和6年度)	平成30年度 (計画策定時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育てが楽しい 人の割合	就学前児童 保護者 増加	74.4%	86.8%	88.4%	87.6%	88.8%	88.0%
子育てに困難を 感じる人の割合	就学前児童 保護者 減少	72.5%	31.0%	30.1%	31.5%	31.7%	33.1%
※1「何とも言え ない」と回答し た人の割合		—	24.7%	23.2%	22.8%	23.8%	24.5%
子育てに自信が 持てない人の割 合	就学前児童 保護者 減少	80.5%	33.8%	31.7%	32.9%	33.7%	31.0%
※1「何とも言え ない」と回答し た人の割合		—	33.8%	33.3%	32.2%	32.5%	34.4%
育児に参加する 父親の割合	就学前児童 保護者 増加	よくやっている：39.9% 時々やっている：45.3% 合計：85.2%	よくやっている：60.9% 時々やっている：33.2% 合計：94.2%	よくやっている：61.5% 時々やっている：29.8% 合計：91.3%	よくやっている：62.9% 時々やっている：28.5% 合計：91.4%	よくやっている：64.5% 時々やっている：29.7% 合計：94.2%	よくやっている：62.4% 時々やっている：28.4% 合計：90.8%
母子の健康づく りに関わるボラ ンティアの人数※ 2 (母子保健推進員)	増加	126人 (45人)	100人 (38人)	78人 (29人)	51人 (17人)	77人 (17人)	13人

※1 平成30年度の実績については、計画策定に際し、市内在住の就学前の子どもを持つ保護者1,600人に対し、郵送によるアンケート調査を実施し、回答された結果である。令和元年度以降の実績については、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査受診時に、「健やか親子21（第2次）」で定められた指標をアンケートとして実施し、集計した結果である。

※2 令和6年度からの組織変更に伴い、令和6年度以降は母子保健推進員の人数のみ計上。

3. 健康かしはら21（第3次）計画における目標値

分野	指標			策定時	目標値 R17	出典
栄養・ 食生活	適正体重を維持し ている人の割合の 増加	20～60 歳代・男性・肥満者		23.6%	19%	市民アンケート
		40～60 歳代・女性・肥満者		14.1%	10%	
		20 歳代・女性・やせの者		30.0%	20%	
	減塩に気をつけている人の割合の増加			69.6%	75%	
運動・ 身体活動	運動習慣がある人 の割合の増加	20～64 歳・男性		28.6%	39%	市民アンケート
		20～64 歳・女性		25.8%	33%	
歯の健康	健康な歯を保つ人 の割合の増加	60 歳で 24 歯以上		88.9%	95%	歯周病検診
		40 歳で喪失歯なし		90.3%	95%	
	歯科健診を定期的に受ける人の割合の増加			67.1%	87%	市民アンケート
タバコ	喫煙者のうち禁煙を希望する人の割合の減少			22.4%	0%	市民アンケート
健康 チェック	各種がん検診の 受診率の向上	胃がん	男性	6.4%	18%	市がん検診
			女性	6.5%	18%	
		肺がん	男性	10.1%	22%	
			女性	11.9%	23%	
		大腸がん	男性	9.5%	21%	
			女性	11.5%	23%	
		子宮頸がん	女性	10.4%	22%	
		乳がん	女性	10.7%	22%	
こころの 健康・休養	気分がひどく落ち込むことがよくある人の割合の減少			7.8%	7%	市民アンケート
	睡眠による休養を充分取れていない人の割合の減少			23.6%	17%	

※策定時の値は令和4年度の調査結果となっています。

4. 関係条例・規則等

○橿原市母子保健推進協議会規則

平成24年12月27日

規則第84号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市母子保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会副会長
- (2) 橿原地区医師会母子担当理事
- (3) 橿原市歯科医師会母子保健担当理事
- (4) 奈良県高田こども家庭相談センター次長
- (5) 奈良県中和保健所健康増進課長
- (6) 育児サークル代表
- (7) 奈良県助産師会代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

○橿原市成人保健推進協議会規則

平成24年12月27日規則第88号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第49号

令和6年4月30日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市成人保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりの健康づくりの取組の推進及び健康づくりを総合的に支援するための施策を策定した健康かしはら21計画推進のための協議を行い、もって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 1名
- (2) 橿原市歯科医師会の代表者 1名
- (3) 橿原市薬剤師会の代表者 1名
- (4) 橿原市自治委員連合会の代表者 1名
- (5) 橿原市民生児童委員協議会の代表者 1名
- (6) 奈良県栄養士会の代表者 1名
- (7) 橿原市食生活改善推進員協議会の代表者 1名
- (8) 橿原市運動普及推進員協議会の代表者 1名
- (9) 奈良県中和保健所健康増進課の代表者 1名
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月30日規則第30号）

- 1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の橿原市成人保健推進協議会規則の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱する橿原市成人保健推進協議会の委員について適用し、同日前に委嘱された橿原市成人保健推進協議会の委員については、なお従前の例による。

○橿原市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成27年12月25日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持が重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保健医療等関係者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民一人ひとりが、歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、生涯を通じて歯科疾患の予防に向けて取り組むよう促進すること。
- (2) 市民が、歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導等を受けることにより、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けるよう促進すること。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 保健、医療、社会福祉、教育、食育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(保健医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業に従事する者の歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を支援するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯を通じて日常生活において自ら歯と口腔の疾患の予防に向けて取り組むとともに、歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(施策の基本的事項)

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨に関すること。
- (3) 乳幼児期におけるむし歯予防及び食育等の対策に関すること。
- (4) 学齢期におけるむし歯予防、口腔の清掃及び食育等の対策に関すること。
- (5) 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- (6) 妊娠期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- (7) 高齢期における8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）に基づく口腔機能の維持及び向上に関すること。
- (8) 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診を受けることが困難な者に対する歯と口腔の健康づくりの支援に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康に影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。
- (10) 災害時における歯科医療体制の整備に関すること。

(11) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項
(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○橿原市歯科保健推進協議会規則

平成24年12月27日規則第80号

改正 平成26年7月17日規則第37号

平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原市歯科医師会会長
- (2) 橿原地区医師会副会長
- (3) 橿原市歯科医師会副会長
- (4) 橿原市地区医師会成人保健担当理事
- (5) 歯科衛生士
- (6) 奈良県中和保健所健康増進課長
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第37号）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い新たに委嘱される橿原市歯科保健推進協議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

○橿原市自殺対策連絡協議会規則

平成31年4月26日規則第28号

改正 令和2年6月26日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 労働関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 警察及び消防関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

○橿原市予防接種健康被害等調査委員会規則

平成24年12月27日規則第83号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和7年3月28日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市予防接種健康被害等調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 2名
- (2) 奈良県中和保健所長 1名
- (3) 奈良県知事が推薦する専門医師 1名
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(調査の請求)

第5条 市長は、予防接種による健康被害等が生じたときは、委員会の調査に付さなければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長が、あらかじめ委員に通知して行うものとする。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、調査及び審議を行った結果を、文書をもって市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

○樫原市予防接種検討会議開催要綱

令和7年3月28日告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する予防接種事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図り、市民の健康水準の向上に寄与するために事業の検討等を行うため、樫原市予防接種検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第2条 検討会議においては、次に掲げる事項について情報を交換し、又は協議する。

- (1) 予防接種に係る制度改正に当たっての事業内容の検討及び提案に関すること。
- (2) その他事業の推進のために必要となる事項に関すること。

(参加者)

第3条 検討会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 樫原地区医師会の代表者 3名
- (2) その他市長が必要と認める者

(運営方法)

第4条 検討会議の進行は、健康スポーツ部長が務める。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議に関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

○橿原市休日夜間応急診療所条例

昭和49年10月14日 条例第36号
改正 昭和53年12月18日 条例第19号
昭和54年3月26日 条例第4号
昭和55年3月31日 条例第9号
昭和58年3月24日 条例第6号
昭和61年9月25日 条例第25号
昭和63年6月20日 条例第15号
平成元年3月31日 条例第15号
平成9年3月26日 条例第5号
平成10年3月25日 条例第12号
平成14年3月29日 条例第8号
平成19年3月30日 条例第7号
平成20年3月28日 条例第4号
平成25年12月26日 条例第26号
平成30年3月30日 条例第15号
令和元年6月28日 条例第13号
令和2年5月1日 条例第16号
令和3年3月31日 条例第2号
令和5年3月31日 条例第8号
令和5年12月27日 条例第24号
令和6年3月29日 条例第13号
令和6年12月27日 条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、本市に休日夜間応急診療所を設置し、急病患者の応急処置を行い、もって市民の健康保持に寄与するため必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 休日夜間応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 橿原市休日夜間応急診療所
- (2) 位置 橿原市畝傍町9番地の1

(業務の範囲及び診療科目)

第3条 橿原市休日夜間応急診療所（以下「診療所」という。）における業務は、次のとおりとする。

- (1) 急病患者の応急処置に関すること。
- (2) 休日及び夜間に診療しなければならないやむを得ない事由がある診療に関すること。

2 診療科目は、内科、小児科及び歯科とする。

(運営委員会)

第4条 診療所の円滑な運営を図るため、橿原市休日夜間応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は12人以内で組織し、市長が委嘱する。

(診療日及び診療時間)

第5条 診療所の診療日及び診療時間は、市長が別に定める。

(職員)

第6条 診療所に医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他必要な職員を置く。

(診療料)

第7条 市長は、診療所において診療を受けた者に対し、次の各号に定める診療料及び手数料を徴収する。

- (1) 診療料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額。た

だし、これによることができない場合は、市長が別に定めるところによる。

(2) 手数料

ア 診断書（当日発行分） 1 通につき1,360円

イ 診断書（後日発行分） 1 通につき2,510円

2 前項第1号に定める診療料の額において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される場合にあっては、当該課される部分に係る診療料の額は、前項第1号に定める額に当該額に係る消費税等に相当する額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3 第1項第2号に定める手数料の額は、消費税法及び地方税法の規定による消費税等を含む額とし、消費税等が課されない場合にあっては、当該課されない部分に係る手数料の額は、第1項第2号に定める額から当該額に係る消費税等に相当する額を控除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

4 診療料及び手数料は、診療後又は証明書の交付の都度即納させる。ただし、これによることができない場合は、市長が別に定めるところによる。

（減免）

第8条 市長は、生活扶助を受ける者又は特別の事由があると認める者に対しては、診療料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（臨時の分院の設置）

第2条 感染症のまん延防止等のため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。

2 前項の分院について、本則の規定にかかわらず、名称、位置その他の必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和53年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第4号）

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第15号）

この条例は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第15号）

この条例は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次条及び附則第4条に定めるものを除き、この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第13号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の各条例（以下「旧条例」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧条例の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和2年5月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第8号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第24号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月29日条例第13号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月27日条例第35号）

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

○橿原市休日夜間応急診療所条例施行規則

昭和49年10月19日規則第19号
改正 昭和53年12月25日規則第23号
昭和55年4月1日規則第6号
昭和63年6月20日規則第19号
平成元年3月31日規則第5号
平成9年3月28日規則第6号
平成19年3月30日規則第21号
平成20年3月28日規則第4号
平成21年7月6日規則第28号
平成24年3月30日規則第35号
平成26年4月1日規則第30号
令和元年7月19日規則第33号
令和4年3月31日規則第35号
令和6年3月29日規則第23号
令和7年1月30日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年橿原市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第4条第1項に規定する橿原市休日夜間応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 本市内の医療機関等の代表者

(2) 関係機関等の代表者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(診療日及び診療時間)

第8条 条例第5条に規定する市長が別に定める診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

種類	診療日	診療科目	診療時間
休日診療	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に 定められた休日	内科及び小児科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後9時30分まで
		歯科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

	・ 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 15 日及び12月29日から同月31 日まで		
夜間診療	毎日	内科	午後 9 時30分から午前 0 時まで
		小児科	午後 9 時30分から午前 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、診療日及び診療時間を臨時に変更することができる。

(診療料等)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する市長が別に定める診療料は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自費で診療を受ける者の診療料は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とする。

(2) 法令に特に定めのある療養に要する費用の額の算定については、その定めるところによる。

2 条例第 7 条第 4 項ただし書の納入については、橿原市会計規則（昭和39年橿原市規則第10号）第 9 条に定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第23号）

この規則は、昭和54年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第19号）

この規則は、昭和63年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 5 号）

この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 6 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年規則第21号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年規則第 4 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年規則第28号抄）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成21年 7 月10日から施行する。

附 則（平成24年規則第35号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則による改正後の橿原市休日夜間応急診療所条例施行規則第 6 条第 2 項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する資産の譲渡等をいう。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月19日規則第33号）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条中橿原市観光交流センター管

理運営に関する規則別表の改正規定（「日本工業規格 A 列 4 番以内」を「日本産業規格 A 4 以内」に、「日本工業規格 A 列 4 番を超えるもの」を「日本産業規格 A 4 をを超えるもの」に改める部分に限る。）及び附則第 3 条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の各規則（以下「旧規則」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧規則の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第 3 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の各規則の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 35 号抄）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

○橿原地区救急医療連携会議開催要綱

令和7年3月28日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原地区救急医療連携会議（以下「連携会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第2条 連携会議においては、橿原地区における救急医療に関することについて情報を交換し連携を図る。

(参加者)

第3条 連携会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 奈良県立医科大学附属病院
- (2) 橿原地区医師会
- (3) 二次救急輪番参加病院
- (4) 奈良県広域消防組合
- (5) その他市長が必要と認める関係機関

(運営方法)

第4条 連携会議の参加者は、その互選により連携会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、連携会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携会議に関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

令和 6 年度版 檀原市保健事業実績

令和 7 年 9 月発行

【編集・発行】

檀原市 健康スポーツ部 健康増進課

〒634-0065 檀原市畝傍町 9-1

TEL0744-22-8331 FAX 0744-24-9124

檀原市 こども部 こども家庭課

〒634-0065 檀原市内膳町 1 丁目 1-60

TEL0744-47-3707 FAX 0744-25-2221